

平成30年9月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大澤 武



平成26年(ワ)第29176号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年5月29日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告Aに対し、30万6313円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、20万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Cに対し、318万2094円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Dに対し、48万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告Eに対し、40万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、原告Fに対し、40万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 8 訴訟費用の負担は、別紙訴訟費用負担目録記載のとおりとする。
- 9 この判決は、第1項ないし第6項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告教会に対し、1791万4059円及びこれに対する平成24

年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、**A**に対し、590万6687円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、**B**に対し、400万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、**C**に対し、1481万2663円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告は、**D**に対し、311万2000円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被告は、**E**に対し、300万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被告は、**F**に対し、200万円及びこれに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) ①原告教会は、**〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**教団を包括法人とする宗教団体である法人格なき社団であり、その構成員の総有に属する教会兼住宅の建物（千葉県松戸市**〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**に所在、2階建て、建築面積118.21平方メートル、延べ床面積218.67平方メートルの建物。以下「本件建物」という。）を本拠地としている。②原告教会の代表者である**A**及びその妻である**B**は、本件建物に隣接する建物に居住し、両名の息子である**C**と共に、原告教会を運営している。③**C**は、下記(2)の原告ら主張に係る火災の当時、妻である**D**、**D**との間の子である**E**及び**F**と共に、本件建物に居住していた。

(2) 本件は、原告らが、本件建物の2階南側ベランダに設置していた被告製のエアコンディショナー**〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇**。以下「本件エアコン」と

いう。)の室外機(以下「本件室外機」という。)から発火して火災が発生し、これにより原告らが損害を被ったと主張して、被告に対し、製造物責任法3条による損害賠償請求権に基づき、①原告教会につき、家屋建替費用、家具類の買替費用等の合計6615万4059円から原告教会が上記火災につき受領した損失補償金(共済金)のうち4824万円を控除した額である1791万4059円、②Aにつき、自動車修理費用、治療費等及び慰謝料の合計590万6687円、③Bにつき慰謝料400万円、④Cにつき、自動車修理費用、休業損害等及び慰謝料の合計1481万2663円、⑤Dにつき、休業損害及び慰謝料の合計311万2000円、⑥Eにつき慰謝料300万円並びに⑦Fにつき慰謝料200万円の支払を求めるとともに、原告らそれぞれにつき、各損害賠償金に対する上記火災の発生日の翌日である平成24年10月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である(したがって、本件において、原告教会は、上記のとおり控除をした損失補償金に相当する損害に対する遅延損害金の請求をしていないものと解される。))。

- 2 前提事実(証拠を付記しない事実は、当事者間に争いがないか、弁論の全趣旨により容易に認められる。なお、証拠について枝番を全て挙げる場合には、枝番の記載を省略する。)

(1) 当事者

ア 原告教会は、本件建物を本拠地として教の宗教活動をしている教団を包括法人とする宗教団体であり、代表者をAと定める法人格なき社団である(甲1)。

イ Aは、原告教会の代表者であり、主任を務める牧師である。また、同人の妻であるB及びAとBの息子であるCと共に、本件建物の1階部分で原告教会を運営している。

5 A 及び B は、本件建物の東側に隣接する建物に居住している。

ウ C は、平成24年10月9日の火災当時、妻である D ，同
人らの長男である E 及び長女である F と共に、本件建物の2
階部分に居住していた。

(2) 本件建物の概要と本件エアコン及び本件室外機の設置

ア 本件建物は、平成22年9月に建築され、建築面積は118.21平方
メートル、延べ面積は218.67平方メートルの防火構造（外壁は摂
氏840度の炎に30分程度耐えることのできる素材となっている。）
10 の2階建ての建物である（甲2の1・2，甲34，38，39）。

本件建物の所有権は、原告教会の構成員に総有的に帰属している（弁
論の全趣旨）。

イ 本件建物2階には、別紙平面図記載のとおり、①北西側に C ，
D 及び F の寝室（同別紙①部分。以下「主寝室」という。）
があり、②南西側の西寄りに F の居室（同別紙②部分。以下「2
階子供部屋（長女）」という。）が、③南西側の東寄りに E の居
室兼寝室（同別紙③部分。以下「2階子供部屋（長男）」という。）が、
それぞれあり、④主寝室の東側（2階子供部屋（長男）の北東側）にリ
ビングダイニング（同別紙④部分。以下単に「リビングダイニング」と
20 いう。）があり、⑤その南側（2階子供部屋（長男）の東側）にベラン
ダ（同別紙⑤部分。以下「2階ベランダ」という。）があり、⑥リビン
グダイニングの東側にキッチン（同別紙⑥部分。以下単に「キッチン」
という。），⑦納戸（同別紙⑦部分。以下「東側納戸」という。），浴
室、洗面脱衣所、トイレ、廊下、書斎等がある。

25 なお、本件建物の建築に際して、電気工事は 株式会社
社（以下「甲」という。）が実施した（甲32，33，3

9, 40, 弁論の全趣旨)。

ウ 原告教会は、平成22年12月頃、被告製の本件エアコンを本件建物
2階のリビングダイニング内に設置し、同社製の本件室外機を2階ベラ
ンダの北側角（おおむね別紙平面図に「本件室外機」として表示した位
置）にリビングダイニングの南側の壁に沿う形で取り付けた（乙1，弁
論の全趣旨）。本件エアコンと本件室外機を接続する内外連絡線，冷媒
配管及び加湿ホース被覆（以下「内外連絡線等」という。）は，被告の
製品ではない（弁論の全趣旨）。

(3) 本件火災の概要

ア 平成24年10月9日午前2時頃，本件建物の2階から出火し，同日
午前2時2分に松戸市馬橋消防署に火災発生を伝える連絡が入り，消防
署員による消火活動が行われた結果，同日午前3時6分に鎮火した（甲
2の1・5。この火災を，以下「本件火災」という。）。

イ 本件火災によって，本件建物の2階の約73平方メートルが焼損し，
また，本件火災に対する消火活動によって，本件建物の1階が水損した。

加えて，本件建物の南側に隣接する建物については，建物内部に焼
損・水損はなかったものの，本件建物の2階ベランダに接する北側外壁
が約3平方メートルにわたって変色するなど外周部の一部に焼損が認め
られた。（甲2の2・3・6）

(4) 本件建物の焼損状況（甲2の3・7，36，37，45，46）

ア 外周部について

1階の外周部には，本件火災による焼損はなかった。

2階の東側，北側及び西側の各外周部は，それぞれ数か所が煤け，2
階南に外周部については，南西側の2階子供部屋（長女）及び同（長男）
の各腰高窓が焼損，西側の腰高窓は煤け，その隣の窓は，窓枠等が焼失
して開放され，さらに，上方の軒裏が白く変色し，同場所東側上方の破

風板が煤けていた。

イ 建物内部について

1 階の天井、壁及び床はいずれも焼損しなかった。また、2 階へ通じる東側階段室は、床は焼損しなかったが、天井及び天井から下方約 0.7 メートルの壁は煤けていた。

2 階の各部屋及び廊下のうち、東側納戸、トイレ前の廊下、トイレ、キッチン、洗面脱衣室及び浴室は、それぞれ多少煤けていた。

ウ リビングダイニング

室内のほぼ中央にあるテーブルの上部及び床面には焼損がなく、南面を除く壁には、天井から下方 0.5 メートルほど焼損があった。

2 階ベランダと南側で接する掃き出し窓（4 枚の引違窓）のうち、①西側の 1 枚目は窓枠を残しガラスが脱落し、②2 枚目は上部から下方約 0.5 メートルにわたり窓枠が溶融し、ガラスには下方にひびが入った状態であり、③残りの 2 枚は、窓枠及び網戸が溶融しているが、下方は焼損していない状態であった。

エ 主寝室

内開きドアは上方から下方に約 0.6 メートルが焼損し、上方に一部焼け抜けがあった。

壁は全面が天井から下方約 1 メートルにわたり焼損し、天井はドアから扇状に焼損し、北西側の一部に黒くクロスが残っていた。また、照明器具は、カバーが焼失したものの、本体は残存していた。

東側奥のクローゼットは全体的に煤けており、その他、床及び家具は、焼損していなかった。

オ 2 階子供部屋（長女）

天井は全面的に焼け、出入口付近はボードが一部露出し、その付近にあった収納ケースは上段部分が溶融していた、また、出入口は天井から

下方に約1メートル焼損し、柱の上方が炭化していた。照明器具は、カバーのみが焼失し本体は残存していた。

上記以外の家具や床、壁面は煤けている箇所はあるものの、焼損はしていなかった。

カ 2階子供部屋（長男）

(7) 全体的な焼損状況

室内は全体的に焼損堆積物が床に散乱し、北東側にある納戸の戸が脱落し、南東側の机並びに西側のベッド及び本棚は辛うじて原形を留めている状態であった。壁面は全体的に焼損し、東側と南側の2か所にある窓はいずれも窓枠及びガラスが焼損脱落し、東側掃き出し窓については上部が白く変色していた。天井は全面的に焼け、照明器具及びボードが焼損脱落し、断熱材が垂れ下がっていた。

本件火災前に2階子供部屋（長男）の出入口付近にあった望遠鏡、エレクトルパーツ、洋服のうち、焼損した望遠鏡は残存していたものの、エレクトルパーツ及び洋服は焼失し、本棚付近にあった教科書、ノート及び洋服は全て焼損又は焼失していた。

東側掃き出し窓付近の納戸の戸を撤去して、落下した焼損物等を除去すると、南寄りには椅子の足基底部分が残存し、北寄りには焼損した基盤及び工具等の細かい部品が残存していた。さらに同場所のゴム製ベニヤ板を取り除くと、西寄りのベッド付近の床が黒く焦げ、南側の床は表面のみ黒く焼け、北側の床には一部焼け込みが認められた。

(イ) 南側

机は全体的に焼けていたものの、原形を留めていた。

(ウ) 西側

ベッドは、全体的に焼け、そのうち南側のヘッドボード、東寄りの笠木は一部焼失し、北側のフットボードは全て焼失していた。また、サ

イドフレームは、中央から北側へいくほど亀甲模様が深く大きくなっていた。

(エ) 北側

出入口の片引き戸はほぼ焼失していた。納戸の戸は、東側の掃き出し窓付近で変形脱落し、納戸内にあった衣類及び電子部品は全て焼損し、床に堆積していた。納戸内の壁は一部黒く焼けており、多くは剥離し、下地が露出していた。

(オ) 東側（掃き出し窓付近）

掃き出し窓は、南側下方レール上が約0.05メートルのサッシ枠を残し焼損及び焼失しているものの、辛うじて原形を留め、北側の下方レールが、北側隅から南側へ約0.1メートルにわたり一部焼失し、掃き出し窓の縦枠は、南側は表面的な焼損にとどまるが、北側は構造材の鉄が剥き出しになった状態であった。

(カ) その他

平成24年10月9日の実況見分時には、室内の堆積物の中にテーブルタップ等の器具付きコードは発見されなかった。

キ 2階ベランダについて

(ア) 西側

本件室外機があり全体に焼損がみられ、ステンレス製の布団干しが本件室外機に立てかけられていた。

軒裏は焼損し、壁面の上方が焼け抜け、窓枠上部が白く変色していた。

(イ) 南側

手すり壁は、南西側のみ約1メートル変色していた。

(ウ) 東側

壁の上方が煤け、軒裏も同様に煤けていた。

(エ) 北側

壁面は軒下が全体的に焼け、西側に行くに従い白く変色し、雨樋は全て焼失していた。

(オ) 床

西側の端から中央付近まで焼損していた。

(カ) 本件室外機及びその周辺

本件室外機は、リビングダイニングの4枚掃き出し窓の西側の外壁に接して、南向きに設置されていた。

その上部の板は全体的に焼け茶褐色に変色し、左側面も同様に変色していたが、本件室外機の右側面は白く変色していた。中央のファンは焼失し、モーター等が脱落していた。本件室外機の架台は焼失し、本件室外機の下に敷いていたタイルカーペットは溶融し、本件室外機の底に付着していた。

本件室外機周辺のタイルカーペットは、2階子供部屋（長男）から2階ベランダ中央付近まで焼損していた。

本件室外機の東側にある掃き出し窓は、1枚目の窓下方から縦枠が約0.5メートル焼失していた。

本件室外機背面の壁は、下方から上方に約1メートルが破壊脱落し、断熱材等が露出していたものの、焼けは見られなかった。

ク その他

平成24年10月9日の実況見分時には、1階にある配電盤は、カバー等に焼損はなく、主幹ブレーカーが遮断し、漏電欠相保護時の異常表示は「異常」を示していた。

本件建物で焼損が強かった2階子供部屋（長男）や2階ベランダ付近には、ライター等は残存していなかった。

(5) 実況見分及び出火原因判定等

ア 松戸市消防局の職員は、以下のとおり、2回にわたり、本件建物及び本件室外機について、実況見分を実施した。

(ア) 第1回

平成24年10月9日午前9時から午後4時30分まで、本件建物付近において、A、D及びEの立会の下、実施された（以下「本件第1回実況見分」という。）。

(イ) 第2回

松戸市消防局の職員は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の職員2名と、被告の職員4名の立会の下、本件室外機を松戸市小金消防署へ運んだ上で、本件室外機について実況見分を実施した（以下「本件第2回実況見分」といい、この際に作成された調書を「本件第2回実況見分調書」という。甲2の2ないし4）

イ 松戸市消防局による本件火災の原因の判定

松戸市消防局は、平成24年12月19日付け「火災原因判定書」（以下「本件火災原因判定書」という。）において、本件火災の出火箇所としては、2階子供部屋（長男）と2階ベランダの2箇所が考えられるとした上で、①2階子供部屋（長男）については、たばこ、放火及び電気配線が発火源である可能性は否定できるものの、漏電による発火の可能性が否定できず、②2階ベランダについては、本件第2回実況見分において本件室外機を解体し、各部品の焼損状況を確認したところ、異常が認められたものはなかったものの、冷却用のプロペラファン電動機は、本件第2回実況見分を実施した時点で、既に溶融し、本体から脱落していたため見分しておらず、同部品から発火した可能性は否定できないと判定し、最終的な結論としては、本件火災の原因は不明とした（甲2の2）。

(6) 本件建物の修理

Aは、平成24年11月23日、Z株式会社

社（以下「^乙」という。）との間において、本件建物の改築改装に係る工事請負契約を、請負代金1800万円で締結し、同契約に基づき本件建物の修理が行われた（甲4、8、10、58、弁論の全趣旨）。

5 3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件火災の発火源が本件室外機であるか否か（争点1）

ア 原告らの主張

(ア) 本件火災は本件室外機からの発火が原因であること

10 ①本件火災について、本件火災原因判定書においては、2階ベランダが最も焼損の激しい箇所であり、そこには焼損の激しい本件室外機があったと記載されるなど、本件室外機及びその付近の焼けが強い旨明示されるとともに、「ベランダ室外機付近から東側のリビングダイニングの掃き出し窓及び西側の2階子供部屋（長男）へ延焼したと認められる。」旨記載されていること、②^E及び^Dは、いずれも2階ベランダにある本件室外機付近から火が出ている旨明確に供述等していること、③本件室外機のすぐ上に当たる天井梁に最も激しい損傷があったとする^乙の調査結果が出ていること、④消防局の職員が、事故原因の解明のために、本件室外機のみを松戸市小金消防署に持ち帰り見分をしている上、本件第2回実況見分調書には、「電気配線は、一箇所に短絡痕と思われる異常が見分できる。」、被告従業員の説明によると「この部分は、温度センサー」などと記載されていること、⑤被告側の作成に係る文書においても、本件室外機付近に発火源があるものと言及していることからすると、本件火災は、本件室外機からの発火を原因とするものであるといえる。

20 25 (イ) 本件室外機からの発火以外に発火源となるものがないこと

本件火災発生時には、本件建物の電気系統のどこかで異常が発生し

たために、ブレーカーが遮断したのであり、漏電欠相保護時の異常表示が「異常」を示していたとしても、これは、2階子供部屋（長男）の室内において漏電が起きたことを意味するものではない。同室内コンセント6か所に差し込まれて使用していた器具はなく、2階子供部屋（長男）には火災につながる電氣的要因はない。また、本件火災の翌日に本件建物を見分した消防署員も、同室の2階ベランダに面した掃き出し窓のガラスが、同ベランダ方向に散らばっているのを見て、ベランダ側から火が入ってきたと推測していること、本件火災直後の^甲の調査により建物の配線による漏電の可能性は明確に否定されていることに照らすと、2階子供部屋（長男）からの火災は否定されるものといえる。

また、被告は内外連絡線等が発火源となった可能性がある旨主張するものの、松戸市消防局の職員による本件第1回実況見分が行われた際に、内外連絡線等は本件火災の原因ではないと判断されたからこそ、本件第2回実況見分において、詳細に検討されなかったのであるから、このような経緯に照らしても、内外連絡線等は本件火災の発火源となった可能性はないものといえる。

さらに、被告は、本件室外機の背面と耐火ボード壁との間に何らかの発火源があった旨主張するものの、当該箇所に、発火源となり得るような物体は存在しない。その他、放火やたばこによる出火又は失火も、本件においては具体的に想定できない。

以上からすれば、本件においては、本件室外機以外に発火源となるものは認められない。

(ウ) 本件火災の発生機序について

本件火災は、本件室外機の温度センサーにおいて過電流等の不具合により短絡が引き起こされたことで発熱が生じて火災が発生し、①冷媒配管の保護材等を通して外部に延焼するとともに、火炎は熱交換器の配管

を加熱し、継ぎ手部分や銅管を加熱し、銅管の一部から冷媒と潤滑油の混合ガスが噴き出し、それに火が着き、又は②熱交換器から何らかの不具合で、冷媒と潤滑油の混合ガスが漏れ出し、温度センサーの短絡で発生した火災が、漏れ出した混合ガスに引火して火勢を一層強めたと考えられる。そして、強まった火勢により、アルミフィンが溶融し空隙が作出され、空隙のできたクロスフィン熱交換器と、室外機の開放部から火災が噴出し、プラスチック製の室外機部品、建物の外壁、室内機と室外機を結ぶ冷媒管保護材、雨樋等を延焼し、外壁に沿って火災が2階屋根の部分に達したものと合理的に推定される。このような機序は、第一発見者であるEをはじめとする家族の各陳述や目撃者であるPの陳述とも合致する。

この点、被告は、本件室外機の温度センサーに短絡痕がない旨主張するものの、本件第2回実況見分において、視認及びマイクロスコープによって詳細に見分を重ねた結果、温度センサーに「短絡痕と思われる異常」が確認されたのであり、これを否定する証人Aの供述も信用できないことからすると、本件室外機の温度センサーに短絡痕があったものと認められるというべきである。

(エ) 被告の主張に対する反論

被告は、本件室外機右背面部（方向は、本件室外機を正面から見た際のもの。以下同じ。）の銅管破裂が、本件室外機の銅管の最初の損傷である旨主張するが、本件室外機は、右背面部よりも左背面部銅管の破損が顕著に激しいものであり、その一部には、高温加熱による溶融というよりも、破裂破損して生じたものがある（しかも、本件室外機の内側に向かって開いている。）といえるから、被告の上記主張は、前提に誤りがある。

また、被告は、リビングダイニングのパソコンが発火源となった可能

性を指摘し、当初の消防に対する通報によってそのことが裏付けられる旨主張するものの、当該通報の経緯、原告らの供述等に加えて、本件第1回実況見分調書にパソコンや周囲の機器等が焼損していない旨が記載されていることに鑑みれば、被告の上記主張には、何の根拠もないとい

5
(オ) 小括

10 以上のとおり、本件火災は、本件室外機が発火源であるところ、原告らは、本件建物を新築した際に設置された本件エアコンを通常の用法どおりに使用してきたのであるから、本件火災の発火源が本件室外機であることをもって、本件室外機に製造物責任法3条の「欠陥」があることが事実上推認されることになる（原告らにおいては、本件火災の発火源が本件室外機であることを主張、立証すれば足り、それ以上に本件室外機からの発火の具体的機序〔上記(ウ)参照〕を主張、立証する必要はない。）。

15 イ 被告の主張

(ア) 本件室外機に発火痕跡が存しないこと

本件室外機が発火源であるとした場合、短絡痕をはじめとする何らかの発火痕跡が残存してしかるべきであるが、本件室外機には発火痕跡が認められない。

20 このことは、本件第2回実況見分を実施した結果、本件室外機には発火痕跡が認められないことが確認されたことから裏付けられる。なお、本件第2回実況見分調書には、「電気配線は、一箇所短絡痕と思われる異常が見分できる。」、被告従業員の説明によると「この部分は、温度センサー」などと記載されている。しかしながら、これらの記載は、
25 消防局の職員が正確に状況を記載しなかったものである。すなわち、合同調査時、上記記載にある「短絡痕と思われる異常」が、正に短絡痕か

否かが問題となり、松戸市消防局、N I T E、被告の各立会担当者らは、その場でマイクロスコープ（拡大鏡）により見分したところ、その成分が金属の熔融痕ではなく、サーミスタの外殻が焼損するなどして、内部の丸いガラス部分が露出し、煤がついた状態のものであるという認識で一致した。このことは、上記調書後に作成された本件火災原因判定書において「室外機を解体し各部品の焼損状況から異常は認められなかった」旨記載され、また、松戸市消防局が、弁護士法23条の2に基づく照会に対しても「電気配線に異常は無かったものと判断しています。」と回答していること（乙9）からも明白である。

(イ) 本件室外機に残された痕跡によれば本件室外機は外部からの炎で延焼していること

冷媒配管（銅管）に認められる破裂による損傷は、最初の損傷であるといえるところ、本件室外機右背面部に通る冷媒配管に破裂による損傷が認められ、これが銅管の最初の損傷である。そして、破裂したと認められる当該銅管は、内側外側の二列に配列された銅管のうち、外側の列のものであることに加え、外側に向かって破裂していること等から、当該銅管破裂が生じた際、既に、本件火災による火炎の熱は、本件室外機右背面部の外部に生じており、同機内側からの発火でなかったといえる。

そもそも、本件室外機の銅管は、内部圧力に十分に耐えられる強度に製造されているから、通常の状態では銅管が破裂することは想定できない。そうすると、本件室外機で発生した銅管破裂は、本件火災時、銅管の一部が火災炎で炙られて高温になり、銅管自体の強度が低下し、その強度が低下した部分が銅管の内圧により破裂したものと推認できる。また、本件室外機右背面部の破裂した銅管周辺は、銅管の外側・室外機外部側のアルミフィンが焼損して残存していないが、銅管の内側・室外機内部側のアルミフィンは残存していることなどからも、銅管の破損部分が本

件室外機の外側からの火災で炙られて延焼したことが裏付けられる。

(ウ) 各専門機関の調査結果でも本件室外機は発火源ではないと結論付けられていること

本件においては、本件室外機の調査・分析を行った専門機関であるN I T Eが、被告同様、本件火災の原因が本件室外機からの出火ではないとの結論に至っているし、松戸市消防局の職員が作成した本件火災原因判定書においても、本件室外機からの出火を否定までしていないものの、その可能性は極めて低いとされているように、専門家が本件室外機を見れば、本件室外機が発火源でないことは容易に確認できる。

(エ) 本件火災当時、本件室外機は微弱電流が一部に流れる状況にすぎず、発火は想定困難であること

原告らの主張によれば、本件火災の前2、3日間程度は本件エアコンを利用していないとのことであり、本件火災当時、本件室外機はサスペンド状態又は停止状態であったといえる。サスペンド状態の際に、本件室外機に流れる電流は、概ね0.12A、電力は、概ね0.53Wであり、停止状態の場合は、最大でも0.9Wと微弱なものであった。そして、これらの状態において本件室外機全体で消費される電力の大きさは、最大で3.65W程度であり、これは、本件エアコンの冷房運転時の室外機全体の電力値が1251W程度であることと比較すると、極めて微弱なものである。

したがって、本件火災当時、上記のように極めて微弱な電流しか流れていない状況であった本件室外機から発火したと考えるのは、想定困難である。

(オ) 本件室外機周辺部が熱損傷を受けていることが、同機が発火源であることの根拠にはならないこと

本件室外機右背面部の銅管が外側に向かって開く形で一部破裂してい

ることからすると、本件火災当時、当該銅管の破裂により、銅管内の冷媒及び可燃性の強い機械油が大量に噴出したものといえ、本件室外機に存する樹脂部品類等の可燃性部品も延焼していることからすれば、当該室外機周辺の焼損状況が激しいことは当然であり、そのことのみから本件室外機に発火源があると判断することはできない。

(カ) 本件火災について、他の火災原因を想定できること

a 2階子供部屋（長男）には6箇所のコンセントがあったところ、そのうち1つにはデスクライトが接続されていたこと、本件火災当日、Eが電動ドライバーをコンセントに差し使用した可能性もあることからすると、本件火災原因判定書において指摘されているとおり、2階子供部屋（長男）のコンセントからの漏電等による出火も想定できる。

b また、本件火災は、通報の時点においては、リビングダイニング南西側壁面付近に存したパソコンが発火源であると通報されていたこと、リビングダイニング南西側壁面部分には、エアコン用200V及び一般電気機器用の2種類のコンセントが設置されており、壁中に電気配線があった。そのうち、一般用コンセントには、パソコン、パソコンモニターをはじめ少なくとも9つの電気製品がたこ足配線により接続されていたのであり、壁中の電気配線や電気製品から発火した可能性は、十分に想定できる。

そして、リビングダイニング南西側壁面周辺から出火した場合、同室内の南側掃き出し窓から軒天井や洗濯物等へ延焼し、火のついた木片や洗濯物が本件室外機に落下したり、室外機と外壁の間に存したであろう内外連絡線等へ延焼したりするなどして、本件室外機へ延焼した可能性は十分に想定できる。

c さらに、本件室外機とエアコン室内機を繋ぐ内外連絡線等が発火源

となり、若しくは、発火源から延焼し、本件室外機の右背面部の銅管破裂をもたらし、炎の延焼拡大に至った可能性も考えられる。

d 以上に加え、たばこ、放火による出火の可能性もあり得る。

(キ) 小括

5 以上のように、本件火災の発火源は、本件室外機ではないか、少なくとも不明である。したがって、本件室外機に製造物責任法3条の「欠陥」があったとはいえないから、被告は製造物責任法3条の責任を負わない。

(2) 損害（争点2）

ア 原告らの主張

10 (ア) 原告教会の請求に係る損害 1791万4059円

原告教会は、①本件火災により、下記aからfの合計額である6615万4059円の損害を被ったが、②その後、本件火災による損害につき4842万円の損失補填金（共済金。甲5）を受領した。原告教会は、本件において、1791万4059円を請求する（なお、上記①から上記②を控除した残額は1773万4059円であるが、原告教会は、上記①から4824万円を控除した額を請求している。）。

a 家屋建替費用 4811万3395円

b 家具類の損害 972万0664円

c 信用毀損に伴う損失（信徒5名の減少によるもの） 240万円

20 d 信用毀損に伴う損失（その他） 500万円

e 英語教室閉鎖に伴う事業の損失 42万円

f 本件火災による廃棄物処理費用 50万円

(イ) A に生じた損害 590万6687円

a 自動車の毀損に伴う修理費用 90万0374円

25 b 治療費等 6313円

c 慰謝料 500万円

(ウ) B に生じた損害 400万円

慰謝料 400万円

(エ) C に生じた損害 1481万2663円

a 家具類の損害 880万9600円

b 自動車の毀損に伴う修理費用 42万8169円

c 治療費等 9万4894円

d 休業損害 48万円

e 慰謝料 500万円

(オ) D に生じた損害 311万2000円

a 休業損害 11万2000円

b 慰謝料 300万円

(カ) E に生じた損害 300万円

慰謝料 300万円

(キ) F に生じた損害 200万円

慰謝料 200万円

イ 被告の主張

原告教会が、損失補償金として、4842万円を受け取ったことは認める。

その他は、全て否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前提事実並びに証拠（後掲のもののほか、甲8, 9, 58, 証人^ア（以下「証人^ア」という。）、D及びE各本人）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

(1) 本件火災前の状況（甲2の6）

ア 本件火災の3日前の平成24年10月6日から、本件建物の1階で原告

教会の主催するセミナーが開催され、同セミナーの開催期間中、同セミナーに参加していた教会員1名が本件建物の1階に滞在していた（甲2の3）。

イ 同月7日、Eの友人が2階子供部屋（長男）の部屋に宿泊した。
2階子供部屋（長男）には、電子回路や基板、半田ごて、モーター、電動ドライバーがあったものの、同月8日には、半田ごて等を使用するなど熱を出す作業は行わなかった。Eは、同月8日の夜、リビングダイニングにあるパソコンで24時半頃まで作業をして、その後2階子供部屋（長男）のベッドで就寝した。

ウ 本件エアコンは、本件火災の前々日及び前日には使用されていなかった（甲43、弁論の全趣旨）。

エ Dは、平成24年10月9日午前1時頃、2階ベランダに、洗濯を終えたTシャツを数枚と、靴下等を干し、リビングダイニングにタオルや手ぬぐい等を合計10枚程度干した（甲2の6、D）。

(2) 本件火災前日及び当日の気象状況（甲44）

千葉県船橋市付近の平成24年10月8日及び同月9日の気温は、以下のとおりであった。なお、両日とも降水はなく、平均風速は約2メートルであった。

ア 10月8日

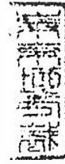
最高気温が21.6℃、最低気温が14.4℃、平均気温が17.9℃

イ 10月9日

最高気温が21.9℃、最低気温が15.0℃、平均気温が17.7℃

(3) 本件火災の状況等（甲2の5・6）

ア 平成24年10月9日午前2時前、Eは、本件火災に気づき、両親であるC及びDに本件火災が発生したことを知らせ、本件建物に隣接する建物に居住するAにも本件火災が発生したことを知



らせた。

イ A、C 及び D は、リビングダイニングで消火活動を行ったものの、鎮火できなかったこと、2階ベランダに大きな火の手が上がっていたことから、本件建物外に避難した。

5 ウ 松戸市馬橋消防署の消防署員は、同日午前2時前に本件火災が発生した旨の通報を受け、本件建物に臨場した。

消防署員が、本件火災現場付近に到着し、本件建物を確認すると、本件建物の南側2階居室開口部から激しく火煙が噴出するとともに、本件火災の延焼範囲が拡大しており、本件建物から約2メートルの地点に隣接する
10 建物に延焼する危険性がある状況であった。

エ 消防署員が2階のリビングダイニングに入ると、南西側角に位置している机付近が炎に包まれていた。

その後、リビングダイニングから2階ベランダに出ると2階子供部屋（長男）の東側の掃き出し窓が割れ、居室全体が炎に包まれ激しく延焼し、
15 南側開口部から火炎が噴出していた。

(4) 本件火災により原告らが被った傷害の状況等

ア A は、本件火災により気道熱傷を負傷し、平成24年10月9日新松戸中央総合病院に救急搬送され、一旦入院したものの、同日午後退院した（甲26、27）。

20 イ C は、本件火災により気道熱傷を負傷し、平成24年10月9日から同月11日まで、新松戸中央総合病院に入院し、その後、平成25年2月4日まで、同病院に通院していた（甲13～15）。

ウ D は、本件火災により気道熱傷を負傷し、平成24年10月9日新松戸中央総合病院に救急搬送され、一旦入院したものの、同日午後退院した、その後平成25年12月3日まで、同病院に通院していた（甲19
25 ～20）。

エ E 及び F は、いずれも本件火災により気道熱傷及び一酸化炭素中毒に罹患した疑いにより、新松戸中央総合病院に救急搬送されたものの、両名ともこれらの傷病を強く疑う所見がなく、経過観察となった（甲 22～25）。

5 (5) 本件室外機の構造（乙 1， 2， 7， 10）

ア 外郭

10 本件室外機の上部は樹脂部品で外郭を構成する加湿ユニットがあり、左から 3 分の 2 程度に樹脂製の吹出グリルがあり、その下から前板が覆い、残りの 3 分の 1 は直接前板により覆われていた。右側面には、樹脂製の閉鎖弁カバーがあり、同カバー部分から内外連絡線等が排出され、本件エアコンに接続していた。

また、その背面部下部に吸込グリルがあり、同上部は、パイプ状の銅管が内外は 2 列に、上下は U 字状に配列され、銅管は合計 1323 枚のアルミフィンの中央を貫通し、これらを一体として形成される熱交換器が左側面部から背面部全面にかけて取り付けられていた。

イ 内部構造

20 本件室外機の前板よりも内部を見ると、吹出グリルで囲われている部分には、冷却用のプロペラファン電動機が中心部にあり、その周りにプロペラファンが設置されていた。また、吹き出しグリルで囲われていない部分の上から 3 分の 1 程度の部分には、電装品類が設置され、同部分の下部 3 分の 2 には圧縮機が防音材に囲われて設置されていた。

25 電装品類は、放熱フィン、端子盤が設置された電装品箱にプリント基板が、その上から電装品蓋が設置されており、プリント基板には、パワーモジュール、セイリユウスタック、電流フューズ（3.15A のものが 2 つと 30A のものが 1 つ。）及び電解コンデンサが 4 つ設置されていた。また、電装品の下部には、リアクタが 2 つ設置されていた。

・圧縮機付近には、圧縮機本体と端子が接続され、さらに、圧縮機のパイプの途中に、四路弁コイルや電動弁コイルが設置されていた。

・温度センサーは、吐出配管（銅製）に取付金具（ステンレス製）で固定し接続されている吐出管サーミスタ、冷媒配管（銅製）に取付銅管がロウ付けされ、その中に挿入しクリップばね（ステンレス製）で固定されている熱交サーミスタ、保護チューブ（塩化ビニール製）に入っている外気サーミスタ及び加湿サーミスタの4種類のサーミスタがあった。なお、外気サーミスタを除く3つのサーミスタは、ガラスで囲われ、外気サーミスタは、エポキシ樹脂で囲われていた。

- 10 (6) 本件室外機等の焼損状況や短絡痕等の有無（甲2の2・3・4・8，乙1，8の2，9）

ア 全体の焼損状態

本件室外機の外郭は全体的に激しく焼損し、樹脂部品（加湿ユニット、吹出グリル及び閉鎖弁カバー等）は焼失していた。

15 背面側の熱交換器は、アルミフィン部分は右背面部に半溶解状態で残ったものがあるほかにはほとんど焼失しており、銅管は、左背面部から左側面部にかけて直線形の銅管が上下に大きく湾曲し、数本の銅管は、完全に離断し、焼失して欠損している部分も見られたが、その右背面部は、上記の左背面部の銅管の湾曲に伴って下に向かうようになった変形は見られるものの、おおむね直線形が保たれており、うち一本について、右角から先が完全に焼失していた。

20 天板は、本件火災直後には、本件室外機本体部分から外れており、内側よりも外側の焼損が激しかった。

イ 各部品の短絡痕、半断線等の有無

25 (7) 圧縮機

端子カバーは焼損しているが、端子部の接続は確保されており、端子

部に発火源の痕跡はなく、圧縮機本体にも発火した痕跡はなかった。

(イ) リアクタ

端子部は本体から外れていたが、端子の接続は確保されており、発火源となる痕跡はなく、リアクタ本体にも発火した痕跡はなかった。

(ウ) 電動弁コイル

外郭樹脂が残存しており、発火した痕跡はなかった。

(エ) 四路弁コイル

外郭樹脂が残存しており、発火した痕跡はなかった。

(オ) 電装品

電装品箱は焼失し、残存していなかった（ただし、電装品箱に通電するわけではなく、それ自体が発火源になるとは考え難い。）。

プリント基板の基盤材は焼損し一部欠落していたが、残存箇所から発火源の痕跡はなく、プリント基板の搭載部品は脱落していた。セイリユウスタック、パワーモジュールはプリント基板から脱落し、放熱フィンの上に残存していたものの、発火源の痕跡はなく、電解コンデンサ（4個）は基盤から脱落していたが、発火源となる痕跡はなく、残存する部品、ハーネスには発火源の痕跡はなかった。

(カ) 圧縮機接続ハーネス

断線していたが、溶融痕等の発火源の痕跡はなかった。

(キ) 端子盤～プリント基板ハーネス

端子盤～プリント基板ハーネスは断線しておらず、溶融痕等の発火源となる痕跡はなく、プリント基板側接続端子部は残存し、溶融痕等の発火源となる痕跡はなかった。また、端子盤外郭樹脂は焼失しており、ハーネスと端子盤金具の接続は確保されている状態であった。

(ク) 加温ユニット

加温ユニットの外郭樹脂は焼損し、残存しておらず、加温ロータも焼

失し、加湿ユニットのファン電動機及びヒータには発火源となる痕跡はなかった。

(f) 温度センサー

温度センサーにはいずれも短絡痕等の発火源としての痕跡は残存していなかった（本件火災原因判定書の記載との関係は後述する。）。

ウ その他の部品について

冷却用のプロペラファン電動機は、本件第2回実況見分時には欠落しており、短絡痕の有無など本件火災の発火源になった痕跡が残っているか否かの検証はできていない。

本件エアコンと本件室外機を接続する内外連絡線等も、本件第2回実況見分時には検証されていない。

(7) 本件火災後の本件エアコンの状況（乙1，8の2）

本件エアコンの外郭樹脂は、全体的に黒く煤け、背面及び上部の樹脂は溶融していたが、電装品周辺の外郭樹脂に溶融及び焼損が認められず、発火の痕跡は認められなかった。また、電源プラグも黒く煤けていたものの、発火の痕跡は認められなかった。

さらに、本件エアコンに接続している「内外連絡線」のうち、残存している部分については、異常は認められなかった。

(8) 本件エアコンが停止状態等にある際の電流の状況等について（乙3，4，弁論の全趣旨）

ア 概説

本件エアコンは、本件エアコンが運転稼働をしている状態でリモコンの「運転／停止」ボタンが押された後、概ね70秒後に停止状態（すなわち、室外機の温度状態を確認し、これを室外機と室内機が通信している状態）となり、その後一定の条件を満たせば、サスペンド状態（すなわち、入力フィルター回路部分を除き、電流が流れていない状態）に至る。さらに、

一定時間の経過により、再度、停止状態となり、条件によってはサスペンド状態に戻るが、他の条件によっては、圧縮機予熱状態（すなわち、圧縮機の予熱を行う状態）に至る。

イ 上記アの各状態の際における電流の流れる範囲と電力等の大きさ

5 (ア) サスペンド状態

リレーMRM10/20のスイッチが共に開き、かつリレーMR30は、別紙1-2頁回路図のB側に接続されている。この時に電流が流れる範囲は、別紙1-2頁記載のとおりである。

10 室外機回路のうち、電流の流れる範囲は、入力フィルター回路のみであるが、同回路に流れる電流は概ね0.12A、電力は概ね0.53Wである。

(イ) 停止状態

リレーMRM10/20のスイッチが共に開き、リレーMR30は、別紙1-3頁回路図のA側に接続されている状態となる。

15 室外機回路のうち、各部品の回路に流れる電流・電力の大きさは、別紙1-7頁記載のとおりであるが、これは室外機の運転稼働を行うためのものではなく、ここで電力の最大値は、加湿ファン電動機制御部分の0.9Wである。

(ウ) サスペンド状態から停止状態への切替時の状態

20 サスペンド状態から停止状態への切り替わる4秒程度の状態において電流の流れる範囲は、時系列に沿って変化するが、その電力の大きさは停止状態時の電力値を上回ることではない。

(エ) 圧縮機予熱状態

25 リレーMRM10/20のスイッチが共に閉じ、リレーMR30は、別紙1-4頁回路図のA側に接続されている状態である。この状態において電流が流れる範囲は、別紙1-4頁記載のとおりである。なお、本

件火災当時の外気温度からすると、この状態に至る条件は満たされていない。

ウ 各状態へ入れ替わる条件

(ア) 停止状態からサスペンド状態に至る条件

- a 室内の温度が10度以上かつ外気温度が23度以上の場合
- b 室内の温度が10度以上で外気温度が23度未満の場合には、外気温度と吐出管温度が別紙1-6頁表1の緑ないし赤の網掛け部分に該当する場合

上記の条件を満たし、サスペンド状態となった場合には、6時間～24時間以内に、再度、停止状態になり、その後、外気温度と吐出管温度が別紙1-6頁表2の緑ないし赤の網掛け部分に該当する場合には、再度、サスペンド状態になる。

(イ) 圧縮機予熱状態に至る条件

下記a又はbの条件を満たす場合に、圧縮機予熱状態に移行する。

- a 外気温度マイナス5度以上かつ吐出管温度10度未満かつフィン温度74度未満
- b 外気温度マイナス5度未満かつ吐出管温度20度未満かつフィン温度74度未満

(9) 甲 従業員作成の「火災発生原因調査報告書」の記載（甲32）

甲 従業員作成の「火災発生原因調査報告書」には、①竣工時の配線に不具合がないことを確認したこと、②一般的に考えられる漏電の発生原因として、許容量以上の過負荷を掛けた場合及びショート（短絡）させた場合が挙げられるところ、出火時は深夜であり前者の可能性は排除でき、また、後者の場合には、断線痕等が明らかな症状として残存するが、本件第1回実況見分で焼けの強い箇所が特定され、松戸市消防局の職員が

十分に見分したものの断線痕等が発見されていないことからすれば、本件火災の原因は漏電以外による可能性が高いと考察する旨記載されている。

2 争点1（本件火災の発火源が本件室外機であるか否か）について

(1) はじめに

6 本件においては、本件火災の発火源が被告製品である本件室外機であるか否かが争点となっているところ、訴訟における事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、当該事実が存する高度の蓋然性を証明することであって、その判定は通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものというべきである（最高裁昭和48年（オ）第517号同50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻第9号1419頁参照）。

(2) 出火場所の検討

15 ア 前提事実(4)のような本件建物の2階の各居室等の焼損、焼失等の状況を見ると、リビングダイニング、2階子供部屋（長男）及び2階ベランダの各箇所の焼損等が激しく、その余の居室等については、若干の煤けが認められる程度であることが認められる。そうすると、上記の焼損等の激しい3箇所のうちいずれかが出火場所である蓋然性が高いものとするのが合理的というべきであるから（なお、このような本件建物の焼損、焼失等の状況にもかかわらず、それ以外の場所が出火場所であることをうかがわせるような証拠は特段見当たらない。）、この点につき個別に検討する。

イ リビングダイニング

25 リビングダイニングの焼損状況をみると、①室内中央にあるテーブルの上部及び床面には焼損が認められず、②南面を除く壁は、天井から下方0.5メートルほど焼損が認められ、③また、2階ベランダと接する掃き出し窓は激しく焼損しており、特に、4枚ある引違窓のうち、西端の窓は、ガ

ラスの下半分は割れ、上半分は下に落ちてきており、下方の焼損状況が強い（前提事実(4)ウ、甲2の7・写真40及び同62、36・写真60及び66、45の1及び原告菜摘18ないし19頁）。これらの状況に照らせば、リビングダイニングが本件火災の出火場所であるとした場合、その中でも焼損の激しい西側引違窓付近のリビングダイニング内に発火源があったものとするのが合理的というべきである。

しかしながら、リビングダイニング内の上記場所付近に電化製品等はなく、引違窓の西側にある壁の下方に存在するコンセント付近も、コンセント及び壁紙が煤けることもなく残存していること（甲49写真⑤及び⑨、50）からすると、当該コンセントが発火源となったものとは認め難い。

また、被告は、リビングダイニング内の南西側壁付近にあったパソコンが発火源となった可能性を指摘するが、上記パソコンは、激しい焼損が認められる西端引違窓からはやや離れた場所に置かれていたものである上、その本体やモニターにも大きな変形等は見られず（甲2の7・写真37、甲36・写真66及び67）、本件火災後も作動したこと（原告■■■■）に照らせば、これが発火源となり、リビングダイニングが出火場所となったものとは考え難い。

その他、リビングダイニング内に発火源となり得るものがあつたことをうかがわせる具体的な証拠はない（また、西側引違窓付近以外のリビングダイニング内が発火源であることをうかがわせる具体的な証拠もない。）から、同室内が発火場所であつたとは認められない。

ウ 2階子供部屋（長男）

(ア) 前提事実(4)カのとおり、2階子供部屋（長男）も全体的に激しく焼損している。すなわち、壁面・天井は全体的に強く焼損し、床についても、ゴム製ベニヤ板を取り除くと、西寄りのベッド付近は黒く焦げ、南側は表面のみ黒く焼け、北側には一部焼け込みが認められる状況であり、

東側と南側の窓は、いずれも窓枠及びガラスが焼損脱落し、東側掃き出し窓の上部が白く変色し、ベッド及び本棚は辛うじて原形を留めているものの、焼失した家具も多く存在する状況であった。

(イ) 上記(ア)において述べた状況のうち、2階ベランダに接する東側掃き出し窓の焼損状況を子細に見ると、南側下方レール上が、約0.05メートルのサッシ枠を残し焼損及び焼失し（ただし、辛うじて原形を留めている。）、北側下方レールが、北側隅から南側へ約0.1メートルにわたり一部焼失した上、北側隅から南側に約二、三〇センチメートルの部分が外側に湾曲している（甲2の7・写真70、72）。また、窓枠の縦部分は、南側は表面的な焼損に止まるものの、北側はサッシ枠が焼失して、鋼製の構造材が剥き出しになり、一部湾曲していた（甲2の7・写真66、71、甲36・写真60）。

このように、2階子供部屋（長男）のうち、東側掃き出し窓は、特に、その北側部分が鋼材等を変形させるほどの高温の熱にさらされ、著しく焼損しているのであって、2階子供部屋（長男）が本件火災の出火場所であるとした場合には、上記掃き出し窓付近に発火源となり得るものがあったと考えるのが合理的というべきである。

(ウ) しかし、上記掃き出し窓の北側にある納戸との間の約30センチメートル程度の幅の壁にはコンセントはなく（甲36・写真72、73、甲39の3）、その付近に電化製品やEの使用していた電動工具が置かれていたなどの事情をうかがわせるような具体的な証拠もない。また、同室内にある6か所のコンセントに差し込まれていた電化製品もない（甲2の3・6ないし7枚目）。さらに、Eが喫煙をしていた事実も認め難く、2階子供部屋（長男）から、ライター等の発火用具も発見されていない（E，甲2の2。Eの供述等が十分信用に値するものであることは、下記オにおいて述べるとおりである。）。

結局のところ、本件火災当時、上記窓付近を含む2階子供部屋（長男）に発火源となり得るものがあったものとは認め難い。

他方、上記掃き出し窓の割れた窓ガラス破片が、ベランダ側に落ちて
いるところ（甲2の7・写真60、70、甲36・写真60、73、8
9）、この点につき、Eは、本件火災の翌日、松戸市消防局の職
員から、ガラスは熱せられた側に割れる性質があることから、上記のよ
うな割れ方をしているということは、部屋の外（ベランダ）から2階子
供部屋（長男）に燃えたことを意味する旨説明を受けているところであ
り（甲9、E録音反訳書6ないし7、19頁）、ガラスの約7割
程度が加熱側に割れるとの実験結果もある（甲61）。

(エ) 以上述べたところからすると、上記(ア)及び(イ)のような2階子供部屋
（長男）の状況は、2階ベランダの火災の熱によって東側掃き出し窓の
ガラスが割れ、上記火災の火が上記ベランダから2階子供部屋（長男）
に入り込んだことにより、同室内が延焼した結果として生じたものと考え
るのが最も自然であるというべきである（甲2の2、甲51の1・2
及び証人¹「以下「証人¹」という。」）においても、同趣旨が述
べられている。）。

なお、本件火災原因判定書（甲2の2）には、2階子供部屋（長男）
において、漏電の可能性が否定できない旨記載されており、また、本件
火災後、主幹ブレーカーが遮断し、漏電欠相保護時の異常表示が「異常」
を表示していた（前提事実(4)ク）ことが認められるが、上記(ウ)におい
て述べたとおり、2階子供部屋（長男）内のコンセントに差し込まれて
いた電化製品はなかったこと、本件建物の竣工時の配線に問題はない旨
のセキスイハイム従業員作成の報告書の記載（認定事実(9)）を左右す
るような事情や、本件建物の建築から本件火災の発生までわずか2年程
度であり（前提事実(2)ア及び(3)ア）、その間に2階子供部屋（長男）

の配線に異常を生じさせるような事態が発生したことをうかがわせる事情は認め難いことなどに照らすと、上記室内において漏電が発生していたとは認め難く、上記の各点は、上記のような当裁判所の判断を左右するものではない。

エ 2階ベランダ

(7) 前提事実(4)キのとおり、2階ベランダのうち本件室外機及びその周辺は、特に激しく焼損している。すなわち、まず、本件室外機は、上部や西側の板は全体的に焼け茶褐色に変色し、右側面の板は白く変色しており、中央のファンは焼失し、モーター等が脱落し、架台は焼失し、本件室外機の下に敷いてあったタイルカーペットは溶融し、同室外機の底に付着している状態であった。また、本件室外機の周辺についても、タイルカーペットは、2階子供部屋（長男）から2階ベランダ中央付近まで焼損し、本件室外機背面の外壁パネルは、下方から上方に約1メートルが破壊され脱落し、断熱材等が露出している状態であった。

このように、2階ベランダは、本件室外機ないしその周辺を中心にして全体的に激しく焼損している。また、前記のとおり、リビングダイニングの西端引違窓付近及び2階子供部屋（長男）の東側掃き出し窓付近の焼損が特に激しいことも、いずれも2階ベランダの本件室外機が設置されていた付近を出火場所とし、そこからリビングダイニング及び2階子供部屋（長男）へと延焼したものと考えれば、リビングダイニング、2階子供部屋（長男）及び2階ベランダの焼損状況を整合的に理解することができる（この点については、甲51の1・2及び証人¹においても、基本的に同趣旨の考え方が示されている。）。これらの点からすれば、本件火災については、2階ベランダの本件室外機周辺が出火場所である蓋然性が最も高いものというべきである。

(イ) これに対し、被告は、2階ベランダが本件室外機周辺を中心に特に

激しく焼損したのは、本件室外機背面部の銅管が破裂し、銅管内の冷媒と機械油の混合ガスが噴出したためであり、そのような破裂・噴出は、他の場所から出火した後に2階ベランダに延焼した場合であっても生じることであるから、2階ベランダの焼損状況をもって、同箇所が出火場所であることを根拠付けるものではない旨主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、2階ベランダ以外の場所については、証拠上、見るべき発火源が見当たらないことや、延焼経路となったものと考えられる窓のガラスの飛散状況なども併せて検討すれば、被告の上記主張は、2階ベランダ以外の居室等の本件火災後の具体的な状況を踏まえない議論というほかないものであって、既に述べたような当裁判所の認定、判断を左右するに足りるものとはいえない。

オ 出火場所に関する E の供述等

E は、本件火災を発見した際の行動について、当初、異常を感じ、2階子供部屋（長男）の部屋の電気を点けようとスイッチを押したものの点灯せず、リビングの反対側にあるスイッチを押すために同室内を移動していたところ、2階ベランダ（リビングダイニング南側に4枚ある引違窓のうち西端の窓の辺り）に火の手が上がっているのを目撃して、本件火災の発生に気づき、C 及び D を起こした旨を述べる（甲2の6、9、E）。ただし、甲2の6には「ベランダ側に光が見え」たとの表現を用いて E の供述が録取されている。）。

E の上記の供述等の内容は、これまで述べたような本件火災後の本件建物の2階部分の客観的状況と矛盾する点は見られない上、その主要な部分において本件火災直後から一貫しており（なお、上記の各証拠の表現ぶり等に若干の差異が見られるとしても、火災に遭った者の通常の心理状態、時の経過等の事情に照らせば、とりたてて問題とすべきものとはいえない。）、また、同原告の本人尋問における供述態度も真摯なものであ

って、不自然な点は特に認められなかったこと、C 及び D に
火事の認識を伝えた後の言動に関する供述等も、C、D 及び
A の供述等と主要な部分において整合することに照らすと、十分信用
に値するものといえることができる。

5 カ 小括

上記エまでにおいて述べたとおり、本件火災については、2階ベランダ
の本件室外機周辺が出火場所である蓋然性が最も高いものというべきこと
に加えて、上記オのとおり本件火災を発見した際の状況等に関する E
E の供述内容が十分信用に値するものであることも併せ考慮すれば、本件
火災については、2階ベランダの本件室外機周辺が出火場所であることが、
高度の蓋然性をもって認められるものというべきである。

(3) 2階ベランダ内における発火源の検討

ア 前記のとおり、本件火災の出火場所は、2階ベランダであると高度の蓋
然性をもって認められる。そこで、次に、同ベランダ内の具体的な発火源
について検討する。

イ 本件室外機内の温度センサーについて

原告らは、本件室外機内の温度センサーが短絡して発火したと主張する。
しかし、上記認定事実(6)イのとおり、本件室外機の温度センサーに短絡
痕があったものとは認めるに足りない。

すなわち、確かに、本件第2回実況見分調書には、本件室外機の電気配
線に一箇所短絡痕と思われる異常が見分でき、被告の担当者によると当該
箇所は温度センサーである旨記載されている(甲2の4)。しかしながら、
①当該記載に関連する写真とされているものには、明確に温度センサーが
写っていると判別することができるものではなく(甲2の8)、本件第2回
実況見分を踏まえて作成された本件火災原因判定書には、本件室外機の各
部品を解体して調査したところ、異常は認められなかった旨記載されてい

る（甲2の2）。また、②被告は、本件第2回実況見分の時のやり取りについて、松戸市消防局の職員が、温度センサーの1つの先端部にあるガラスの周りに煤がついたものについて、短絡痕ではないかを疑って、本件第2回実況見分調書に記載されているようなやり取りが行われたものの、最終的には、立会人3者の間で、当該部品は、温度センサーの1つの先端部にあるガラスの周りに煤がついたものであり、発火源であることを示す異常ではないという共通認識に至った旨主張し、証人^アの証言等（乙1.1、証人^ア）にもこれに沿う部分があるところ、このような証言等は、⑦被告代理人が、松戸市消防局に対し、原告ら指摘の本件第2回実況見分調書中の記載と上記①に掲げた本件火災原因判定書の記載を示すとともに、被告においては、本件第2回実況見分の際に、松戸市消防局、NITE及び被告ともに、本件第2回実況見分調書に記載されている「短絡痕と思われる異常」は、最終的に短絡痕ではないとの結論に達したと理解しているとした上で、本件室外機内の短絡痕の有無についての最終的な松戸市消防局の判断等につき回答を求めたのに対し、松戸市消防局が、上記の「短絡痕と思われる異常」は温度センサーと認識しており、電気配線に異常はなかったと判断している旨を回答していること（乙9）、④本件室外機につき、NITEが「プリント基板、端子台からプリント基板へ接続している配線に、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった」とし（乙2、8の2）、被告も同様の判断をしていること（乙1）と整合するものであり（なお、原告らは、乙9の2の回答書にいう「電気配線」は温度センサー部品を除いた室外機の配線を指す旨主張するが、上記のような被告代理人の質問に対する回答であることを踏まえて上記回答書の内容を読めば、被告の上記主張及びこれに沿う証人^アの証言等に沿う趣旨の回答がされたものと読むのが素直である。）、信用性が認められるというべきである。これらの点からすれば、本件室外機内の温度センサーに短絡痕があったものとは認

めるに足りないものというべきである。

そうすると、本件室外機内の温度センサーが短絡して発火し、これが発火源となって本件火災が発生したとの原告の主張は、採用することができない。

5 ウ 本件室外機内部のその他の箇所について

(ア) 上記イにおいて述べたとおり、本件室外機の温度センサーが発火源となったものとは認め難く、また、認定事実(6)イのとおり、本件第2回実況見分において確認された本件室外機の残存していた他の部品にも、短絡痕などの発火源となり得る痕跡は確認できなかったものである。しかしながら、冷却用プロペラファン電動機については、上記実況見分時には存在しなかったため（認定事実(6)）、その異常の有無は確認されていない。

10 そして、冷却用プロペラファン電動機は、本件室外機左側に取り付けられている部品であるが（乙1・12頁）、本件火災後の本件室外機は、可燃性樹脂であるプロペラファンが焼失又は焼損していたほか、その背面部の銅管部分は、銅管の周囲にあるアルミフィンが完全に焼失し、銅管も直線状の原形を留めないほどに、全体的に大きく湾曲しており、そのうち数本が離断した状態であり、上記電動機付近は、各部品が完全に焼失するなど、激しく燃焼したことが認められる（認定事実(6)ア）。
15 また、本件室外機は、2階ベランダの北西角にリビングダイニングの南側壁に沿う形で設置されていたところ、上記壁のうち本件室外機のファン部分に向き合っている部分は、破壊されて穴が空いており（甲36・写真60、甲51の1・写真2）、この穴は火災による衝撃で空いたもの¹と考えるのが合理的である（証拠〔甲51の1、証人¹ 〇〇〇〇〕にも同趣旨をいう部分がある。）。このように、本件室外機は、特に左側の上記ファン電動機部分が激しく燃焼・焼損したことが認められるところ、当
20
25

該部分を構成する部品で、通電があり、発火の可能性がある電気系統部品は、上記ファン電動機だけである（乙1・12頁）。

加えて、被告のエアコン室外機又は空気清浄機についての重大製品事故をみると、ファン電動機あるいはファンモーター内プリント基板上のコンデンサ等の短絡により出火したものが相当数存在していることが認められる（甲51の1・20ないし23頁）。

これらの事情は、いずれも、本件室外機の冷却ファン電動機に短絡が生じ、発火源となった蓋然性を示すものといえる（なお、本件火災原因判定書においても、本件火災の発火源について、このような可能性を否定することはできないものとされているところである。）。

(イ) この点、被告は、本件室外機の内部に発火源が存在し得ないとする根拠として、本件火災当時、本件室外機は待機状態であったために、微弱な電流又は電力にしかならず、短絡が生じることを想定するのは困難であると主張する。

しかしながら、乾電池を直結した場合でも発火し得ること（甲56の2）からすれば、電流等が微弱である場合であっても、短絡が生じ、それにより発火する可能性はあるというべきである上、そもそも、待機状態の場合には微弱な電流又は電力にしかならないというのは、欠陥がなく、正常な動作をしている室外機を想定した議論であって、本件室外機に欠陥があるものと推認することができるか否かが争われている本件において、そのような議論をすることが相当であるとは解されない。したがって、この点に関する被告の主張は、採用することができない。

(ロ) 被告は、本件室外機右背面部の銅管に本件室外機の外側に開放するように破裂した痕跡があるとした上で、そのような痕跡は、本件室外機の外部に熱源があり、上記の銅管部分が熱せられて変形し、銅管内部の混合ガスの内圧がかかって破裂したことを示すものであるとも主張し、

この点も、本件室外機の内部に発火源が存在し得ない根拠とする（証人^アの証言等もこれに沿うものである。）。

しかしながら、被告の指摘する銅管の該当箇所を見ると、本件第2回実況見分において撮影された写真では、開放された方向が下向きに撮影されており（甲2の8・写真15）、当該銅管が破裂して離断するまで本件室外機の外側に向かって接続していたものであるのかまでは、必ずしも明らかではない（証人^アは、上記写真につき、本件第2回実況見分において、松戸市消防局の職員が、外側に開放された状態で銅管が接続されていたものとして撮影したものであるという趣旨の証言をするが〔証人^ア録音反訳書41ないし43頁〕、上記証言を見ても、いかなる推論の下に当該銅管が上記のような接続状況だったといえるのかは、明らかでない。）。

また、被告の上記主張は、被告指摘に係る銅管の痕跡が最初の損傷であることを前提とするものであるが、本件室外機左背面部においては、直線状に配列されていた銅管が、全体的に下に向かって曲線状に大きく湾曲している上、離断した銅管が何本も確認できるのに対し、被告指摘に係る銅管部のある本件室外機右背面部においては、いずれの銅管も、左背面部の同側の上記のような顕著な湾曲に伴う変形は見られるものの、おおむね直線形が保たれており、目立った離断箇所も見られない（甲2の8・写真21及び22、51の2・42及び43頁）。このような本件室外機背面部の銅管の損傷状況に照らせば、被告指摘に係る銅管の痕跡が最初の損傷であるとの前提は、未だ採用し難いところである。

加えて、後に述べるとおり、本件火災に関しては、本件室外機外部に熱源が存在したことを具体的には想定し難いものというべきであって、この点においても、被告の上記主張は、前提を欠くものといわざるを得ない（証人^アの証言は、本件火災の現場の具体的状況や関係者の供述

等を考慮せず、焼け残った本件室外機の状況や、本件室外機と同型の製品の一般的な仕様等のみを前提として、本件室外機が本件火災の発火源であると断定できるか否かを述べているものであることが明らかであり、上記(1)において述べた訴訟における事実の立証とは観点を異にするものというべきである。}。

以上述べたところからすれば、被告の上記主張も、採用することができない。

エ 本件室外機外部の発火源について

(7) 被告は、上記ウ(り)に述べたとおり、本件室外機右背面部の銅管に本件室外機の外側に開放するように破裂した痕跡があるところ、これは本件室外機の外部に熱源があり、上記の銅管部分が熱せられて変形し、銅管内部の混合ガスの内圧がかかって破裂したことを示すものであるとした上で、そのような外部の発火源として、内外連絡線等（本件室外機から排出され、リビングダイニング内のエアコン室内機につながり、電気信号を連絡するための電線と冷媒ホース等を被覆部材により一体として覆ったものを指すものと解される。）、放火及び煙草等による失火の可能性を指摘する。

(イ) 内外連絡線等について

被告は、内外連絡線等が発火源となった可能性を指摘するものの、発火原因となり得る短絡等の発生機序につき、具体的な仮説の提示や反証を一切しておらず、抽象的な可能性を指摘するにとどまっている。そして、本件における全ての証拠に照らしても、内外連絡線等において、発火原因となり得る短絡等がいかなる機序で生じたかをうかがわせるような事情は認め難い。

上記の点を措くとしても、内外連絡線等の電線部分（内外連絡線部分）のうち短絡が生じた部位は、最初の発火部位として、溶解、焼失、離断

等の損傷が加わることが想定されるところ、本件火災後の状況を見ると、本件室外機に取り付けられた内外連絡線等の電線部分は、そのような損傷もなく、一本の電線として残存しているように見える状態であり（甲36・写真60、91及び92、証人^ア61頁）、このような電線部分の状態は、内外連絡線等が発火源であることと整合するものとは解されない（少なくとも、本件において、上記事実と内外連絡線等が発火源であることとを矛盾なく説明する仮説等は提示されていない。）。

結局のところ、内外連絡線等が発火源である可能性は、いまだ極めて抽象的な一般論の域を出るものではないといわざるを得ない。したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

（ウ）放火及びたばこ等による失火の可能性

まず、放火については、本件建物の構造上、本件建物に居住する各個人原告以外の第三者が、2階ベランダに侵入した上で放火することは困難であるといわざるを得ず（また、本件における全ての証拠を見ても、本件建物が放火されたことをうかがわせる事情は、認め難いところである。）、放火の可能性は極めて低いものというべきである。

また、証拠（甲2の6、6～9、原告^ア、原告^イ）に照らすと、本件建物の居住者は、喫煙をしていなかったものと認められ、また、これらの者以外の第三者が2階ベランダに侵入して喫煙をした可能性も、放火の可能性について述べたところと同様の理由により、極めて低いものというべきであって、本件第1回実況見分の際に、ライター等の発火用具も発見されていないことに照らしても、たばこによる失火の可能性も極めて低いものというべきである。さらに、本件における全ての証拠を検討しても、本件火災が何らかの失火により発生したことをうかがわせるような事情も認め難い。

結局のところ、放火及びたばこ等による失火についても、抽象的な



可能性の域を出るものではないというべきである。

オ 小括

以上のとおり、2階ベランダにおいて、発火源として具体的に想定できるのは、本件室外機以外にはないものというほかない。

(4) 被告作成の報告書等について

ア 被告作成の「報告書」(乙1)及びN I T E作成の「エアコン室外機付近の火災における合同調査結果について」と題する報告書(乙2, 8の2。以下「N I T E調査結果」という。)においては、本件火災の原因が本件室外機ではないとの見解が示されている。

イ しかしながら、被告作成の「報告書」では、冷却用のプロペラファン電動機から発火する可能性については、本件火災当時に、エアコンが待機中で、冷却用のプロペラファン電動機に通電しないことも根拠とされているが、本件室外機には、停止状態、サスペンド状態、移行中の状態のいずれにおいても、冷却用のプロペラファン電動機付近に通電しており(争いがない)、上記「報告書」は前提に誤りがある上、上記(3)ウ(ウ)において証人^アの証言に関して述べたとおり、上記報告書についても、本件火災の現場の具体的状況や関係者の供述等を考慮せず、焼け残った本件室外機の状況や、本件室外機と同型の製品の一般的な仕様等のみを前提として、本件室外機が本件火災の発火源であると断定できるか否かを述べているものと考えられることに照らせば、既に述べたような当裁判所の認定、判断を左右するものとはいえない。

また、「N I T E調査結果」についても、その記載内容からは、本件火災の現場の具体的状況や関係者の供述等を踏まえたものであることがわれず、専ら焼け残った本件室外機の部品等の状況から上記の結論を導いたものと認められるから、既に述べたような当裁判所の認定、判断を左右するものとはいえない。

(5) まとめ

ア 以上において述べたとおり、まず、本件建物2階部分の焼損等の状況及び原告らの供述の状況からすれば、出火場所は2階ベランダであるというべきである。そして、2階ベランダ内において、本件室外機の外部に発火源が存在したことを具体的に想定し難く、本件室外機以外に発火源となり得るものは想定することができない一方、本件室外機内部が発火源となった蓋然性を示す事情は、これを認めることができる。そうすると、上記(1)において述べたところに照らせば、本件火災の発火源が本件室外機であることは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものに至っているといえることができる。したがって、本件においては、本件火災の発火源は本件室外機であるものと認められる。

イ そして、本件室外機が2階ベランダに設置されてから本件火災が発生するまでの期間が1年10か月程度にすぎないことや(前提事実(2)ウ及び(3)ア)、本件における全ての証拠を検討しても、原告ら側において本件室外機を通常と異なる方法により使用したような事情は認め難いことに照らせば、本件火災は、被告の製品である本件室外機の欠陥により生じたものと推認することができる。したがって、被告は、原告らに対し、製造物責任法3条により、本件火災によって生じた損害を賠償すべき責任を負うものというべきである。

3 争点2(損害額)について

(1) 原告教会に生じた損害の額について

ア 家屋の建替費用

原告教会は、本件火災により損傷した本件建物の建て替え又は修理のために要する費用が4811万3395円である旨主張し、それに沿う乙 作成の見積書(甲3)を提出する。

しかしながら、本件火災による本件建物の損壊の状況を見ても、その基

礎や構造体部分に損壊した部分があることを具体的に確認することができないものといわざるを得ない。また、上記の見積書には、2階部分の構造体に関する工事項目があるが（甲3・5頁）、工事一式の金額しか記載されておらず、具体的な工事内容は不明である。加えて、原告教会が^乙 [redacted] に対して実際に発注した修理工事に係る費用は、1800万円にとどまり（前提事実(6)）、同工事によって修理した箇所ほかに、なお修理の必要な箇所があることについて、原告らから個別・具体的な主張立証がされているものとはいえないこと（原告教会が合計4842万円の損害填補金〔共済金〕を受領したことは、当事者間に争いがないところ、原告教会において、本件建物につき、前提事実(6)において述べた以外の工事を行ったという趣旨の主張立証もない。）、松戸市消防局の職員が作成した損害査定書（乙8の1）においては、本件建物の建築時価格が4310万円であり、本件火災に伴う損害が1351万8000円であるとされていることからすれば、証拠（甲3、58）を勘案しても、本件火災に係る本件建物の修理費用として、原告教会の主張する額（建替費用相当額）を要するものとは、認めるに足りないというべきである。

結局のところ、本件火災による本件建物の損害としては、現実に^乙 [redacted] に対して発注した工事代金1800万円と認めるのが相当である。

イ 家具類の損害

(ア) 松戸市消防局の職員が作成した動産損害額査定書（乙8の1・3枚目）によれば、原告教会の主張する家具等に係る損害のうち、オルガン2台及びPCアンプ、テレビ2台、冷蔵庫について主張する損害が発生したものと認めるのが相当である。

また、証拠（甲58及び乙8の1）によれば、エアコン一式のうち1

セットについては、原告教会に13万8000円の損害が発生したものと認めるのが相当である。

(イ) 原告教会の主張する項目のうち、照明23個、LEDランプ、電灯3個、電灯(小)11個、報知器、消火器については、証拠(甲58)及び弁論の全趣旨に加え、本件火災の規模等に鑑みれば、該当する部分について損害が発生したものと認めるのが相当である。このうち、照明、LEDランプ、電灯3個、電灯(小)11個については、早くとも本件建物の新築時に購入したものと認めるのが合理的であり、これらに係る損害額として原告教会が主張するところは、これらの購入費用として社会通念上相当な範囲内のものというべきところ、本件建物の新築時から本件火災の発生時までの期間等を勘案すれば、原告教会主張の金額に0.75を乗じた額をもって、本件火災による損害額と認めるのが相当である。

また、報知器及び消火器については、本件建物の新築時に購入したものと推認でき、本件火災までの期間を考慮しても、その価値が有意に減少したものと認め難く、証拠(甲58)及び弁論の全趣旨も考慮すれば、報知器に係る損害額は14万6264円であり、消火器に係る損害額は1万円であると認めるのが相当である。

(ウ) 礼拝堂セット、礼拝堂の祭壇、カーテン及び空気清浄機3台については、証拠(甲36、58)に照らしても、本件において何らかの損害が発生したものと認めに足りない。

(エ) 以上からすると、原告教会に生じた家具等の損害は以下のとおりであり、合計697万4264円と認められる。

a	オルガン2台	400万円
b	PCアンプ	140万円
c	テレビ2台	25万円

d 冷蔵庫	25万円
c 照明23個	37万5000円
e LEDランプ	30万円
f 電灯6個	6万7500円
g 電灯(小)11個	3万7500円
h 報知器	14万6264円
i 消火器	1万円
j エアコン一式1セット	13万8000円

ウ 信徒5名を失ったことの損害、廃棄物処理相当額、営業損害及び信用・
 名誉毀損による損害

上記各損害については、本件における全ての証拠に照らしても、原告教会において具体的な損害が発生したことの立証があるものとは認めるに
 足りない。

カ まとめ

以上より、原告教会には、本件火災により、249.7万4264円の損害が発生したものと認められるところ、同原告は、既に、XXXXXXXXXX教団
 会堂共済から、共済金4842万円を受領していること(甲5)からすると、原告教会に関する損害は、全額が填補されたものと認められる。

(2) A に生じた損害の額について

ア 自動車修理費用

A は、本件火災によって、所有する自動車に損害が発生したと主張し、その修理費用に関する見積書(甲11)を提出する。

しかしながら、当該見積書によつては、当該自動車が本件火災によって受けた損傷又は不具合の内容及び損傷等の回復に部品等の交換が必要である理由は、いずれも明らかでない。また、当該見積書が作成されたのは、本件火災から約1年6か月が経過した平成26年4月23日である

5 ことに加え、本件火災の直後には、原告■が物品を運搬して廃棄するために自動車を使用したこと（甲6）が認められる。そうすると、本件火災によって、■Aの所有する自動車が使用不能になったとは認められず、また、部品の交換等を要するような損害が発生したとも認められない。

イ 治療費等

証拠（甲26ないし28）によれば、■Aは、本件火災の当日である平成24年10月9日、新松戸中央総合病院に入院し、当該入院費用及び文書作成料として、合計6313円を支出したことが認められる。

したがって、当該費用を本件火災による損害と認めるのが相当である。

ウ 慰謝料

■Aは、本件建物の東側に隣接する建物に居住し（前提事実(1)イ）、本件火災の際に消火活動を行い、身体を危険にさらされ、短期間とはいえ入院したこと、原告教会の主任牧師であり本件建物において宗教活動を行っていたこと、その宗教活動が本件火災により一定期間制約を受けたこと（甲2の6、6、弁論の全趣旨）など本件において認められる一切の事情を斟酌すると、同原告の被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、30万円と認めるのが相当である。

エ まとめ

20 以上より、■Aには、本件火災により30万6313円の損害が発生したものと認めるのが相当である。

(3) ■Bに生じた損害の額について

■Bは、本件建物の東側に隣接する建物に居住していた者であり（前提事実(1)イ）、本件火災により多少の避難を余儀なくされ、その身体に一定の負担を被ったものと考えられること、本件火災により原告教会の副牧師としての宗教活動が一定期間制約を受けたこと（甲6、弁論の全趣旨）など

本件において認められる一切の事情を斟酌すると、同原告の受けた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、20万円と認めるのが相当である。

(4) C に生じた損害額について

ア 家具類等の損害

(ア) 証拠（乙8の1）によれば、C 主張の家具類等のうち、照明10個、子ども勉強机2台、子どもベッド2台、タンス、図鑑一式、PC一式、手作りPC一式、キーボード、電話機、テレビ2台、スピーカー、DVDレコーダー、工具一式、布団15枚、ダイニング一式、冷蔵庫については、本件火災ないしその後の消火活動により、水損又は焼損したものと認められる。

もつとも、上記に掲げた家具類等に係る具体的な損害額については、これらの購入から本件火災までに一定の期間が経過しているものと考えられること（ただし、具体的な購入時期が証拠上不明であることから、総じて控え目な認定をせざるを得ないものと解される。）や、その一般的な耐用年数を考慮し、照明10個については37万5000円、子ども勉強机2台については7万2000円、タンスについては2000円、図鑑一式については1万3000円、PC一式については2万4000円、電話機については6400円、スピーカーについては1万5000円、DVDレコーダーについては1万6800円、工具一式については27万円、ダイニング一式については7万6000円、子どもベッド2台については3万2000円、布団15枚については32万2000円と、それぞれ認めるのが相当である。

(イ) 上記(ア)に掲げた以外の家具類等のうち、ベッドマット、一般図書、本棚5台、携帯電話3台、紳士服、婦人服、子供服2人、カーテン、スポーツ器具、子ども玩具、子ども学用品、靴4人分、音楽CD、消火器、ブースター、物干し、ストーブ3台についても、証拠（甲36、58）

及び弁論の全趣旨に照らして、水損又は焼損したものとして、損害が発生したことが認められる。

もつとも、これらの動産に係る損害の算定に当たっては、本来は、購入時の代金額から経年を考慮して減額した残存価格又は同等の代替物の購入費用等をもって損害額とするのが相当であるが、本件において、上記のような算定のために必要な個々の家具等の購入時期及びその当時の購入価格や、各家具類ごとの適切な減価率についての立証を求めることは、極めて困難である。したがって、上記の各家具等については、民事訴訟法248条に従い、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を算定するよりほかになく、原告■の主張額の2割をもって、相当な損害額であると認める（ただし、消火器については上記(2)ウで説示したところに照らして1万円と認めるのが相当である。）。

(ウ) ■Cの主張するその余の家具類等については、本件における全ての証拠に照らしても、何らかの損害が発生したものと認めるに足りない。

(エ) 以上からすると、■Cに生じた家具類等の損害は、以下のとおり、合計251万7200円と認められる。

照明10個	37万5000円
子ども勉強机2台	7万2000円
子どもベッド2台	3万2000円
タンス	2000円
図鑑一式	1万3000円
PC一式	2万4000円
手作りPC一式	19万円
キーボード	5万円
電話機	6400円

	テレビ2台	25万円
	スピーカー	1万5000円
	DVDレコーダー	1万6800円
	工具一式	27万円
5	布団15枚	32万2000円
	ベッドマット	6000円
	ダイニング一式	7万5000円
	一般図書	10万円
	本棚5台	2万円
10	冷蔵庫	25万円
	携帯電話3台	2万6000円
	紳士服	6万円
	婦人服	6万円
	子供服2人分	8万円
15	カーテン	4万円
	スポーツ器具	4000円
	子ども玩具	2万円
	子ども学用品	4万円
	靴4人分	2万円
20	音楽CD	3万円
	消火器	1万円
	ブースター	1万6000円
	物干し	4000円
	ストーブ3台	1万8000円

25 イ 自動車修理費用

C は、本件火災によって、所有する自動車に損害が発生したと主

張し、その修理の見積書（甲 1 2）を提出する。

しかしながら、原告[]の所有する自動車について説示したところ（前記(2)ア）と同様の理由により、本件火災によって、[C]の所有する自動車に部品等の交換を要する損害が発生したものとは認められない。

ウ 治療費等

(ア) 前記認定事実(4)及び証拠（甲 7, 1 5 ないし 1 8）によれば、[C]は、本件火災により入院加療 7 日間を要する気道熱傷との診断を受け、平成 2 4 年 1 0 月 9 日から同月 1 1 日まで、新松戸中央総合病院に入院し、その後、平成 2 5 年 2 月 4 日まで、同病院に通院したこと、当該入通院の費用、薬剤費及び文書作成料として、合計 6 万 5 0 5 1 円を支出したことが認められる。

したがって、[C]に関する上記の治療費等は同原告に生じた損害と認めるのが相当である。

(イ) また、証拠（甲 7, 1 9 ～ 2 5）によれば、①本件火災後、[D]、[E]及び[F]は、病院に救急搬送され、治療ないし経過観察を受けるなどしたこと、②上記①に係る治療費等は、[D]につき 2 万 4 1 4 3 円であり、[E]及び[F]につき 2 8 5 0 円ずつであることが認められる。

そして、[C]と[D]、[E]及び[F]の身分関係及び生活状況（前提事実(1)ウ）及び弁論の全趣旨に照らすと、[C]において、上記②の治療費等を負担したものと推認することができ、そのような[C]の行動は、社会通念上、通常の行動であるというべきである。したがって、[C]においては、本件室外機に起因する本件火災により、上記②の原告[]、[E]及び[F]の治療費等に相当する額である合計 2 万 9 8 4 3 円の財産を侵害されたものと認めるのが相当である。

エ 休業損害

証拠（甲 6 及び 2 9）によれば、① C は、本件火災が発生する前、株式会社 XXXXXXXXXXXX（以下「XXXXXXXXXX」という。）においてパートとして稼働し、平成 23 年 6 月以降平成 24 年 9 月まで毎月 3 万円から 13 万円の収入を得ていたが、②本件火災から半年間 XXXXXX を休業した後、退職したこと、③ C は、本件火災により 3 日間入院し、その後も通院していたことが認められ、これらの事実によれば、C は、本件火災から一定期間については、本件火災によって負った傷害のため、上記のパートに従事することは困難であったといふべきである。

もっとも、本件火災により C が負った傷害（気道熱傷）は、それ自体が長期間にわたり稼働を困難にしたり、制限したりするような性質のものとは認め難い上、上記病院が発行した領収金額証明書（甲 1 5）の外来通院分の保険点数からすれば、頻回に通院をしていたとも認められない。したがって、C が本件火災によって身体を侵害されたために半年間もの休職を余儀なくされたとは認められず、本件火災から 1 か月間の限度で、本件火災と休職との因果関係を認めるのが相当である。そして、減収の額については、証拠（甲 2 9）から認定できるパート収入を得ていた期間の月額平均収入である 7 万円と認めるのが相当である。

したがって、C に、本件火災に伴って休業損害として 7 万円が生じたものと認めるのが相当である。

オ 慰謝料

これまで認定してきたとおり、C は、本件建物に居住し、原告教会の副牧師も務めていたこと、本件火災の際には、消火活動に参加し身体が危険にさらされて傷害を負い、短期間とはいえ入院もしたことが認

められ、その他本件における一切の事情も勘案すると、Cが受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、50万円と認めるのが相当である。

カ まとめ

以上より、Cには、本件火災により身体又は財産を侵害されたために、合計318万2094円の損害が発生したものと認められる。

(5) Dに生じた損害額について

ア 休業損害

証拠（甲19、20、30、31）によれば、Dは、①本件火災により、軽症ではあったが気道熱傷の傷害を負って救急搬送され、その後も通院をしていたこと（ただし、甲20の外来通院分の保険点数からすれば、頻回に通院をしていたものとは認め難い。）、②本件火災後、平成24年10月には10日間パートを休職したことが認められ、上記②の期間に対応する8万円の休業損害が生じたものと認めるのが相当である。

他方、D主張の平成24年11月の4日間の休職については、客観的な証拠による裏付けがなく、また、上記①に照らすと本件火災による傷害のためのものとも認め難いから、上記休職に係る休業損害は認められない。

以上より、Dには、8万円の休業損害が発生したものと認めるのが相当である。

イ 慰謝料

これまで認定したとおり、Dは本件建物に居住し、本件火災の際には、消火活動に参加して身体が危険にさらされ、軽症とはいえ傷害も負い、短期間とはいえ入院もしたことや、その他本件における一切の事情を勘案すると、慰謝料は40万円と認めるのが相当である。

ウ まとめ

以上より、Dには、本件火災により身体を侵害されたために、48万円の損害が発生したものと認めるのが相当である。

(6) Eに生じた損害額について

Eは本件建物に居住していること、本件火災の際には、消火活動に参加したことにより、その身体が危険にさらされ、救急搬送されて経過観察を受けたこと、その他本件における一切の事情を勘案すると、慰謝料は40万円と認めるのが相当である。

(7) Fに生じた損害額について

Dは本件建物に居住していること、本件火災の際には、その身体が危険にさらされ、救急搬送されて経過観察を受けたこと、その他本件における一切の事情を勘案すると、慰謝料は40万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告らの各請求は、① Aにつき30万6313円、Bにつき20万円、Cにつき318万2094円、Dにつき48万円、E及びFにつきそれぞれ40万円並びにこれらに対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、②原告教会の請求及び上記①掲記の原告らのその余の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第28部

裁判長裁判官

田中一夫

裁判官

菊池 浩也

5

裁判官

大門 真一郎

別紙

当事者目録

千葉県江戸市新松二丁目3番地④

原 告

日本基督教団新松手教会

(以下「原告教会」という。)

同 代 表 者

A

原告

A

(以下「原告A」という。)

同所

同

B

(以下「**原告B**」という。)

原告 被告

C

(以下「原告C」という。)

同所

同

D

(以下「原告D」という。)

同所

同

E

(以下「原告E」という。)

同所

原告

F

(以下「原告F」という。)

同法定代理人親權者

C

同

D

6

原告ら訴訟代理人弁護士

同
同
同
同

山
河
中
志
秋

口
邊
村
村
山

優
雅
知
経

広
子
人
彦
生

[REDACTED]

被 告

[REDACTED]

同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
同
同

十
阿
稻
黒

河
部
垣
田

政
清
真
拓

則
司
理
志

以上

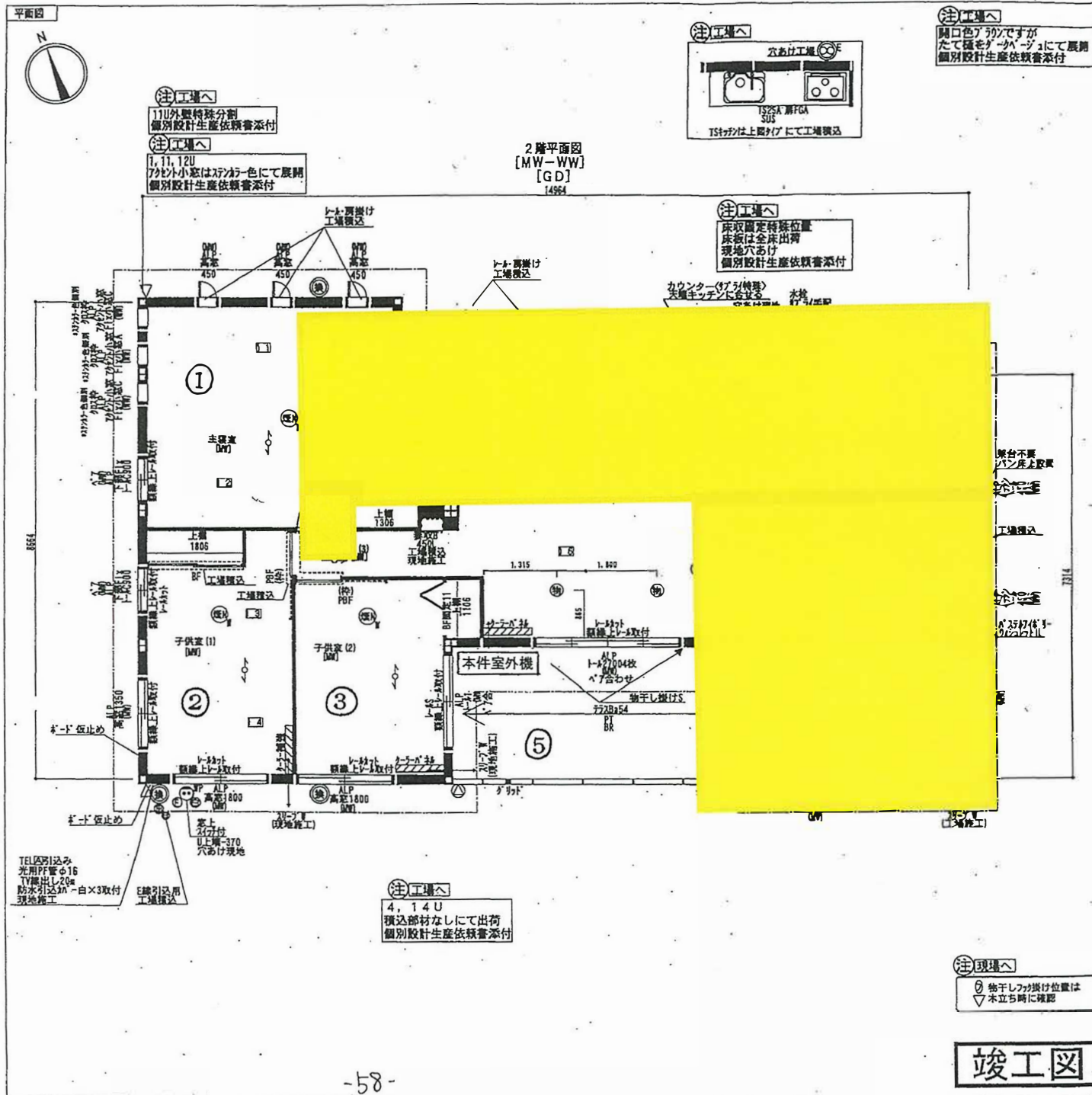
10



別紙

訴訟費用負担目録

- (1) 原告教会と被告との間においては、全部原告教会の負担とする。
- (2) A と被告との間においては、A と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも10分し、それぞれその9をAの負担とし、その余を被告の負担とする。
- (3) B と被告との間においては、B と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも20分し、それぞれその19をBの負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) C と被告との間においては、C と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも4分し、それぞれその3をCの負担とし、その余を被告の負担とする。
- (5) D と被告との間においては、D と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも7分し、それぞれその6をDの負担とし、その余を被告の負担とする。
- (6) E と被告との間においては、E と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも7分し、それぞれその6をEの負担とし、その余を被告の負担とする。
- (7) F と被告との間においては、F と被告のそれぞれに生じた費用をいずれも5分し、それぞれその4をFの負担とし、その余を被告の負担とする。



リモコンのスイッチを切った後のエアコン室外機状態の分類

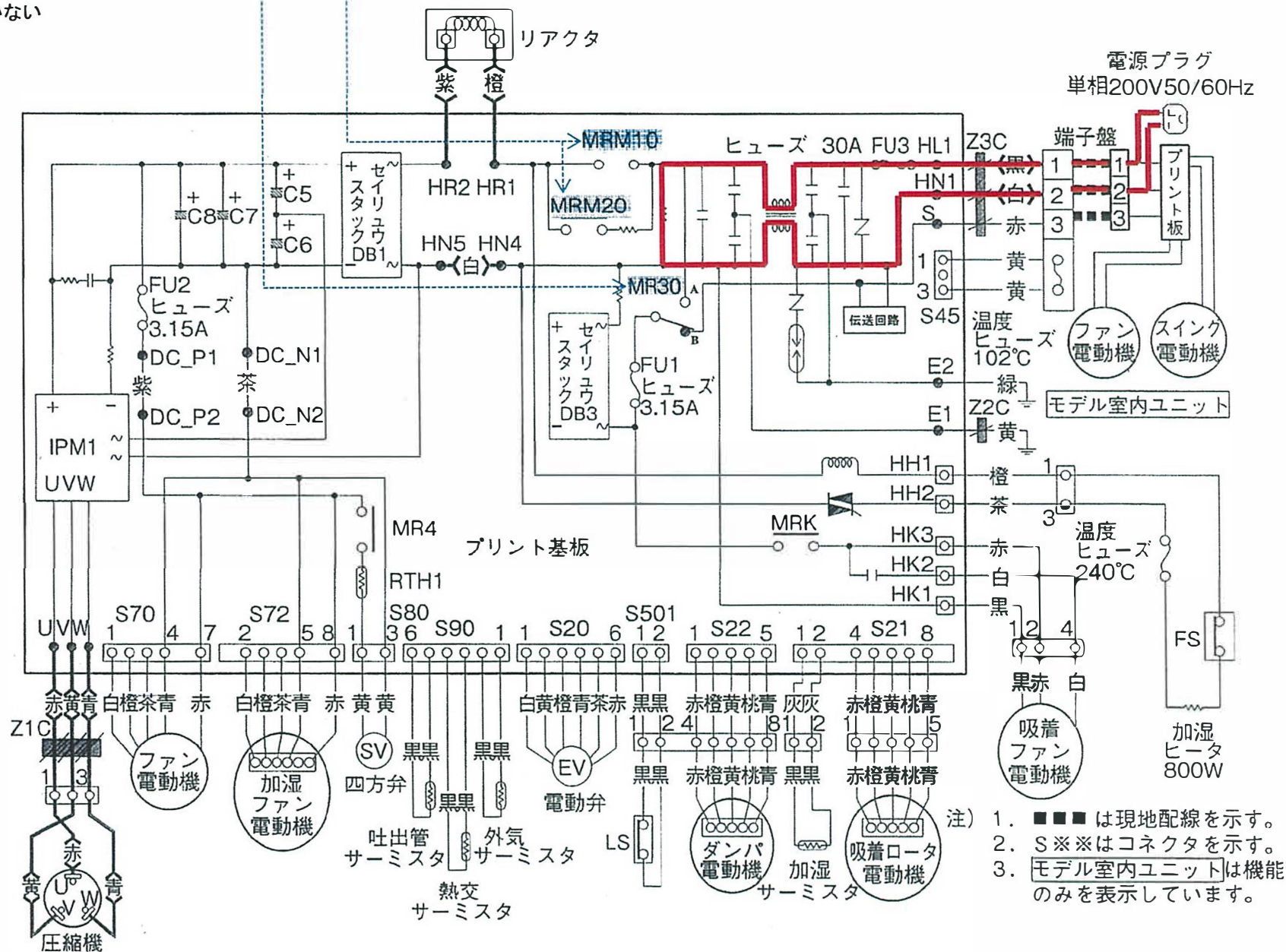
	室外機		内外伝送
	リレーMRM10/20	リレーMR30	
①サスペンド状態	接点は開いている	接点Bにつながる	内外伝送していない
②停止状態	接点は開いている	接点Aにつながる	内外伝送している
③圧縮機予熱状態	接点は閉じている	接点Aにつながる	内外伝送している

【各状態の説明】

- ①サスペンド状態 : 入力フィルタ回路部分を除き、電流が流れていない状態
- ②停止状態 : 外気温と圧縮機の吐出管温度を計測し、室内機と内外伝送を行っている状態
- ③圧縮機予熱状態 : 圧縮機の予熱を行う状態

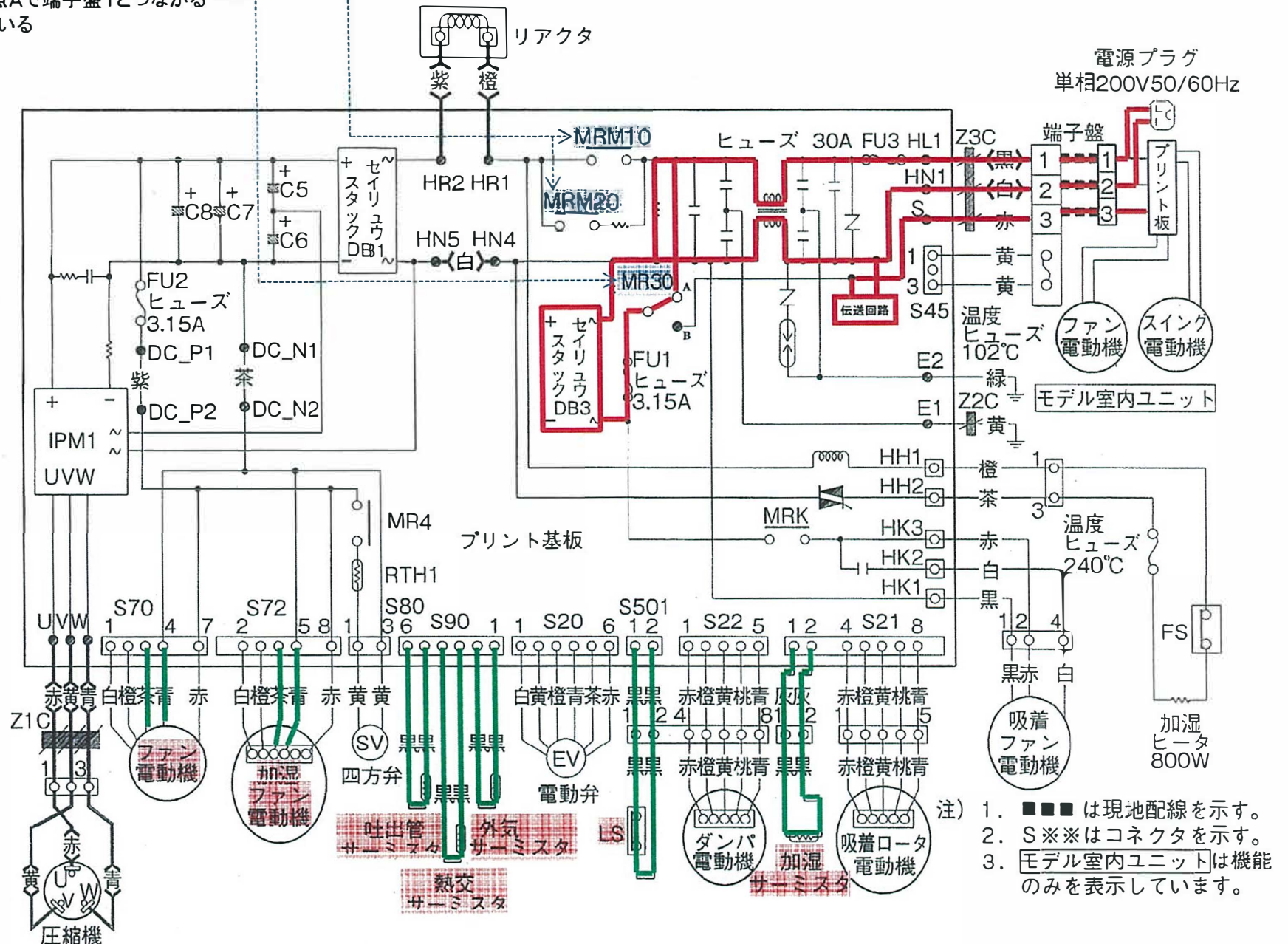
(電流が流れる範囲)①サスペンド状態

- ・リレーMRM10/20の接点は開いている
- ・リレーMR30の接点は接点Bで端子盤3とつながる
- ・端子盤3は内外伝送していない



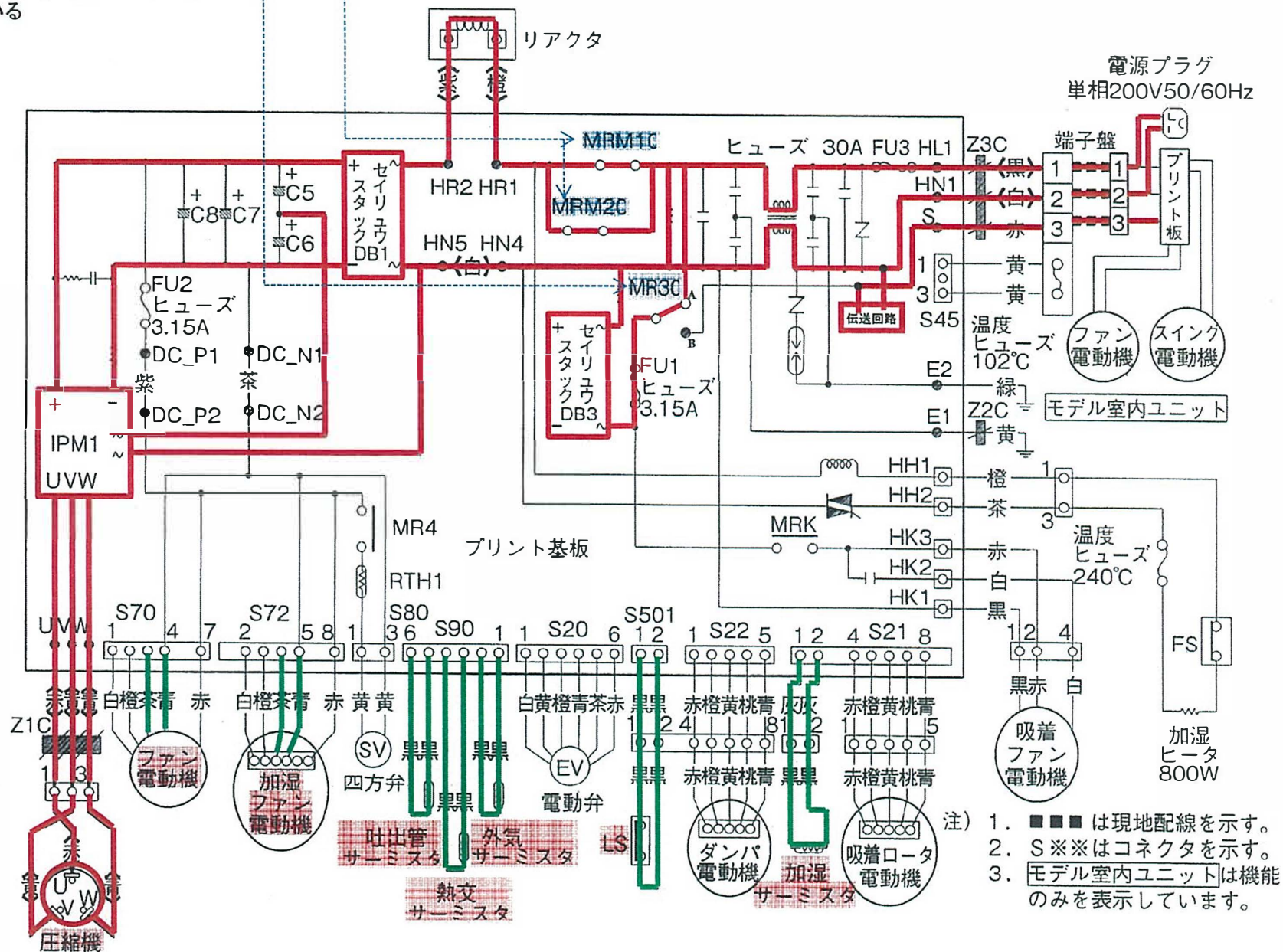
(電流が流れる範囲)②停止状態

- ・リレーMRM10/20の接点は開いている
- ・リレーMR30の接点は接点Aで端子盤1とつながる
- ・端子盤3は内外伝送している



(電流が流れる範囲)③圧縮機予熱状態

- ・リレーMRM10/20の接点は閉じている
- ・リレーMR30の接点は接点Aで端子盤1とつながる
- ・端子盤3は内外伝送している



リモコンのスイッチを切った後のエアコン室外機状態が遷移するための条件

■エアコン運転中にリモコンのスイッチを切ってから、概ね70秒後に②停止状態となる。

■②停止状態から①サスペンド状態に移行する条件(条件A)

1. 室内温度条件による判定

室内温度が10℃未満の場合、②停止状態を維持し、①サスペンド状態へ移行しない。

室内温度が10℃以上の場合、後記の2. 外気温度条件による判定へ移行する。

2. 外気温度条件による判定(詳細は6頁)

外気温度が23℃以上の場合、①サスペンド状態へ移行した後、24時間後に②停止状態に移行する。

それ以外の外気温度の場合、6頁 表1, 2の計算結果により、

・計算値が6時間以上の場合、①サスペンド状態へ移行し、次に②停止状態に移行するまでの時間が6～24時間の間で異なる。

・計算値が6時間未満の場合、②停止状態を維持する(①サスペンド状態へ移行しない)。

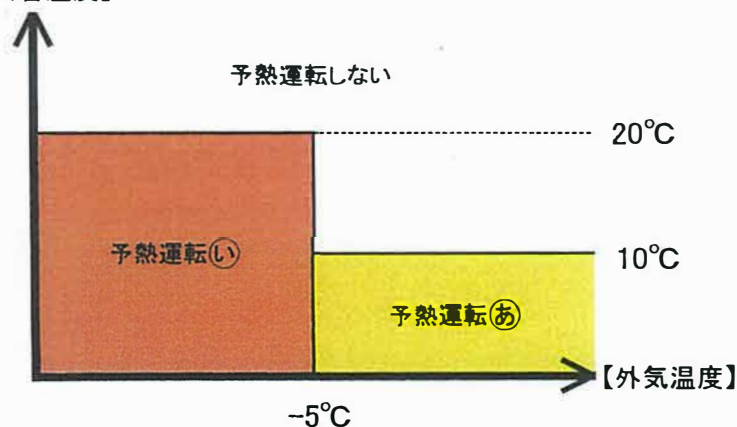
■②停止状態から③圧縮機予熱状態に移行する条件(条件B)

以下の条件が成立する場合は③圧縮機予熱状態(圧縮機の予熱を行う)となる。

予熱運転⑥条件: 外気温度-5℃以上 かつ 吐出管温度10℃未満 かつ 電装品フィン温度74℃未満

予熱運転⑦条件: 外気温度-5℃未満 かつ 吐出管温度20℃未満 かつ 電装品フィン温度74℃未満

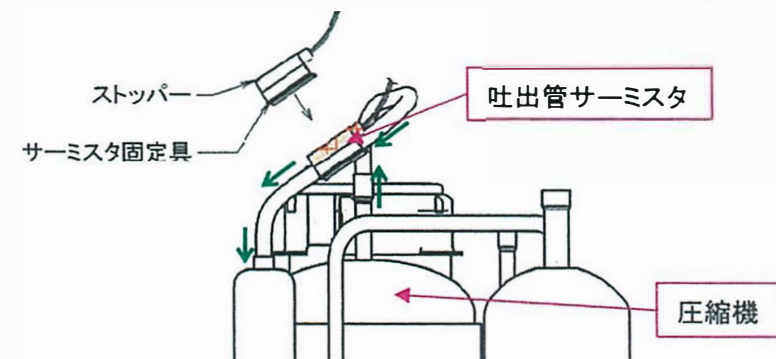
【吐出管温度】



③圧縮機予熱状態に移行するための温度条件

【吐出管温度】

圧縮機の出口配管(吐出管)に取付され、圧縮直後の冷媒温度を監視している。



吐出管サーミスタ取付位置

②停止状態から①サスペンド状態に移行する条件(条件A)－外気温度条件による判定

外気温度と吐出管温度により、①サスペンド状態を維持する時間を決定する。

表1:リモコンのスイッチを切った直後の②停止状態での判定条件(1回のみ)

		外気温度(℃)																			
		-32	-22	-12	-2	2	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	32	42	52	
吐出管 温度 (℃)	0	0	0	0	0	0	1.9	2.3	2.7	3.2	3.6	4	4.4	4.8	5.2	5.6	6	10	14	18	
	10	0	0	0	0	0	2.8	3.2	3.6	4.1	4.5	4.9	5.3	5.7	6.1	6.5	6.9	11	15	19	
	20	0	0	0	0	0	3.7	4.1	4.5	4.9	5.4	5.8	6.2	6.6	7	7.4	7.8	12	16	20	
	30	0	0	0	0	0.5	4.6	5	5.4	5.8	6.3	6.7	7.1	7.5	7.9	8.3	8.7	13	17	21	
	40	0	0	0	0	1.4	5.5	5.9	6.3	6.7	7.2	7.6	8	8.4	8.8	9.2	9.6	14	18	22	
	50	0	0	0	0.7	2.3	6.4	6.8	7.2	7.6	8.1	8.5	8.9	9.3	9.7	10	11	15	19	23	
	60	0	0	0	1.6	3.2	7.3	7.7	8.1	8.5	9	9.4	9.8	10	11	11	11	16	20	24	
	70	0	0	0	2.5	4.1	8.2	8.6	9	9.4	9.9	10	11	11	11	12	12	18	21	25	
	80	0	0	0	3.4	5	9.1	9.5	9.9	10	11	11	12	12	12	13	13	17	21	26	
	90	0	0	0.2	4.3	5.9	10	10	11	11	12	12	12	13	13	14	14	18	22	26	
	100	0	0	1.1	5.2	6.8	11	11	12	12	13	13	13	14	14	15	15	19	23	27	
	110	0	0	2	6.1	7.7	12	12	13	13	13	14	14	15	15	15	16	20	24	28	
	120	0	0	2.9	7	8.6	13	13	14	14	14	15	15	16	16	16	17	21	25	29	
	127	0	0	3.5	7.6	9.2	13	14	14	15	15	15	16	16	17	17	17	22	26	30	

表2:①サスペンド状態から②停止状態へ変わった後の判定条件

		外気温度(°C)																		
		-32	-22	-12	-2	2	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	32	42	52
吐出管 温度 (°C)	0	0	0	0	0	0	0	0.3	0.7	1.2	1.6	2	2.4	2.8	3.2	3.6	4	8.1	12	16
	10	0	0	0	0	0	0.8	1.2	1.6	2.1	2.5	2.9	3.3	3.7	4.1	4.5	4.9	9	13	17
	20	0	0	0	0	0	1.7	2.1	2.5	2.9	3.4	3.8	4.2	4.6	5	5.4	5.8	9.9	14	18
	30	0	0	0	0	0	2.6	3	3.4	3.8	4.3	4.7	5.1	5.5	5.9	6.3	6.7	11	15	19
	40	0	0	0	0	0	3.5	3.9	4.3	4.7	5.2	5.6	6	6.4	6.8	7.2	7.6	12	18	20
	50	0	0	0	0	0.3	4.4	4.8	5.2	5.6	6.1	6.5	6.9	7.3	7.7	8.1	8.5	13	17	21
	60	0	0	0	0	1.2	5.3	5.7	6.1	6.5	7	7.4	7.8	8.2	8.6	9	9.4	14	18	22
	70	0	0	0	0.5	2.1	6.2	6.6	7	7.4	7.9	8.3	8.7	9.1	9.5	9.9	10	14	19	23
	80	0	0	0	1.4	3	7.1	7.5	7.9	8.3	8.8	9.2	9.6	10	10	11	11	15	19	24
	90	0	0	0	2.3	3.9	8	8.4	8.8	9.2	9.6	10	10	11	11	12	12	18	20	24
	100	0	0	0	3.2	4.8	8.9	9.3	9.7	10	11	11	11	12	12	13	13	17	21	25
	110	0	0	0	4.1	5.7	9.8	10	11	11	11	12	12	13	13	13	14	18	22	26
	120	0	0	0.9	5	6.6	11	11	12	12	12	13	13	14	14	14	15	19	23	27
	127	0	0	1.5	5.6	7.2	11	12	12	13	13	13	14	14	15	15	15	20	24	28

②停止状態を維持する
(①サスペンド状態へ移行しない)

次回、②停止状態までの時間が一定ではない
(6～24時間の間)

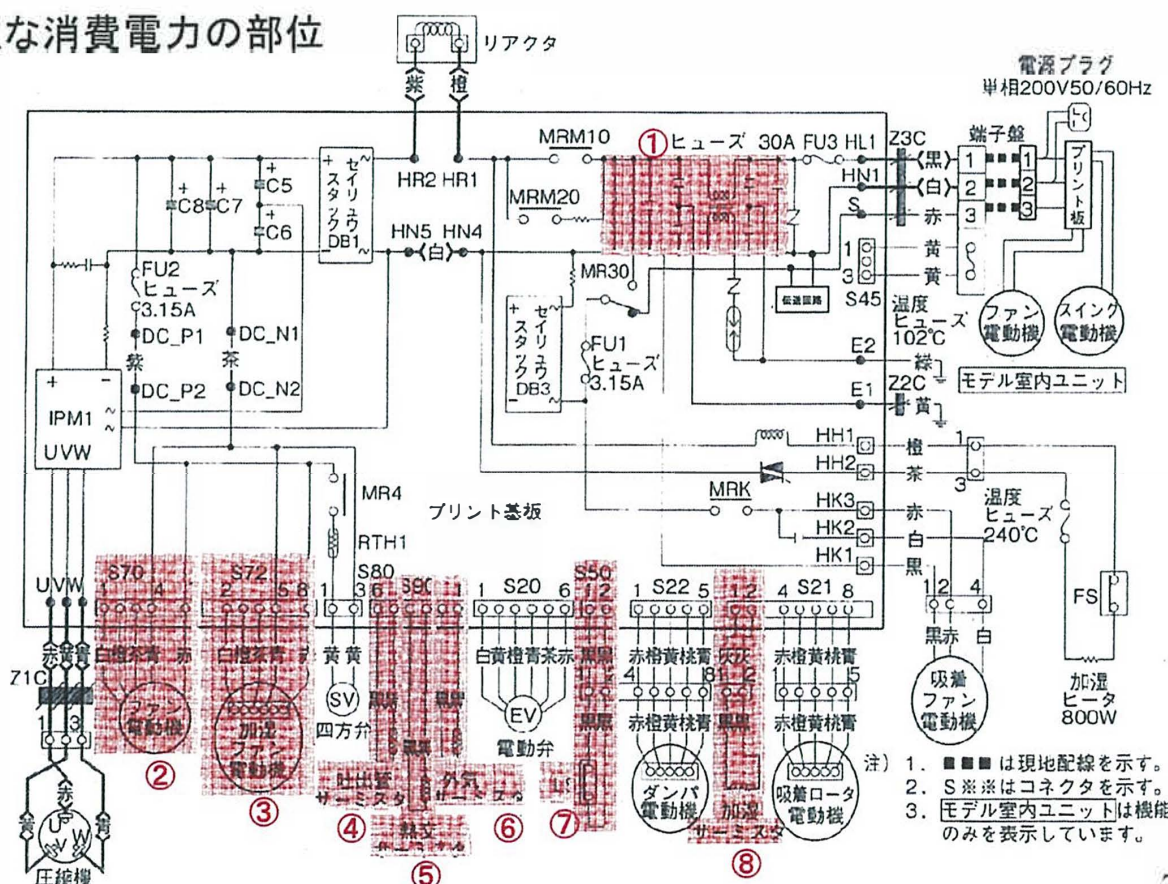
次回、②停止状態までの時間が一定
(24時間)

各状態別主な消費電力一覧

部位	電圧	サスペンド状態		停止状態	
		電流(A)	電力(W)	電流(A)	電力(W)
①入力フィルター回路(実測値)	AC200V	0.119500	0.533000	0.119500	0.533000
②ファン電動機制御部分(MAX.50mA) (定格電力60W)	DC15V	0	0	0.050000	0.750000
③加湿ファン電動機制御部分(MAX.60mA) (定格電力27W)	DC15V	0	0	0.060000	0.900000
④吐出管サーミスタ (31.67k Ω @15°C, バイアス抵抗5.6k Ω)	DC5V	0	0	0.000134	0.000671
⑤熱交サーミスタ (31.67k Ω @15°C, バイアス抵抗33k Ω)	DC5V	0	0	0.000077	0.000387
⑥外気サーミスタ (31.67k Ω @15°C, バイアス抵抗33k Ω)	DC5V	0	0	0.000077	0.000387
⑦LS(リミットスイッチ) (Vf=1.17V, バイアス抵抗1k Ω)	DC8V	0	0	0.006830	0.046649
⑧加湿サーミスタ (31.67k Ω @15°C, バイアス抵抗33k Ω)	DC5V	0	0	0.000077	0.000387
室外機全体(実測値)	AC200V	0.119500	0.533000	0.137780	3.650000

※各状態における電流の流れる範囲は2～4頁のとおりです。

主な消費電力の部位



これは正本である。

平成30年9月19日

東京地方裁判所民事第28部

裁判所書記官 大澤 武 紀

